

第5回 耐震改修促進計画改定検討会

日時：令和8年3月23日（月）13:30～

場所：兵庫県学校厚生会館 3階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - 第4回検討会における主な意見と対応
 - パブリック・コメントにおける意見と対応
 - 兵庫県耐震改修促進計画 改定案
 - 耐震改修促進計画に基づく耐震化の取組
 - 意見交換
- 3 閉会

(配付資料)

- 次第
- 耐震改修促進計画改定検討会（第5回）本資料

耐震改修促進計画改定検討会(第5回)

令和8年3月23日
兵庫県まちづくり部
建築指導課

兵庫県耐震改修促進計画 改定スケジュール



【各回の議案(現時点の想定)】

- 第1回：住宅・建築物の耐震化に係る現状報告、耐震化の促進に向けた意見交換
- 第2回：耐震化の現状・課題と対応方針(骨子案)
- 第3回：耐震改修促進計画改定に係る中間取りまとめ
- 第4回：耐震改修促進計画改定に係るパブリックコメント案
- 第5回：パブコメ意見対応、兵庫県耐震改修促進計画(案)の確定

目次

- 1 第4回検討会における主な意見と対応
- 2 パブリック・コメントにおける意見と対応
- 3 兵庫県耐震改修促進計画 改定案
- 4 耐震改修促進計画に基づく耐震化の取組

1 第4回検討会における主な意見と対応①

テーマ		主な意見	対応案
全体	施策の進め方	各種施策に関する先進事例について県で検討を重ね、その結果を市町に共有してもらいたい。	県が収集した先進事例等の情報については、市町連絡会議の機会等を通じて共有し、市町における耐震化促進の取組を後押ししていく。
住宅	意識啓発	住宅耐震化の意識啓発については、県が広く情報発信するとともに、市町は個別の事情に応じた支援策の実施や地域特性を踏まえた重点的な対応など、メリハリをつけて取り組むのがよい。	県は、HPや広報紙のほか、X等のSNSを活用し、広く情報発信していく。また、市町のプッシュ型意識啓発等の取組を後押しするため、旧耐震基準住宅リストの作成や地域特性を踏まえた意識啓発手法の検討における課題整理をモデル市と連携して実施し、その結果を横展開していく。
		住宅の耐震化に関心がない住民の意識を変えるためには、住宅関連以外のイベントや地域活動等を通じて、多くの県民に情報を届けることが重要である。そのため、他分野のイベントにおける周知や首長からのSNS発信など、様々な部局間で連携を取りながら意識啓発を行う必要があるのではないか。	県が開催する各種イベントや小・中学校、高校への出前講座等の機会を捉え、住宅所有者本人だけでなく、子や孫などの家族をはじめとした、多くの県民への周知に努める。
		住宅の耐震化に関心のない住民(主に高齢者)に対しては、住教育等の実施を通じて子供から祖父母に話をしてもらうことが、長期的な観点から重要である。	
環境整備	「他分野施策との連携」の項目で、「分野」という文言が重複している。また、他の項目と比べて具体的でないため、表現方法を検討いただきたい。	「福祉施策と連携した」に修正するとともに、並び順を変更した。 スライド4参照	
補助制度		精密診断法による耐震診断に関する市町からの意見について、代表的な部分の壁を剥がすなどして構造耐力を計算し、未確認部分は補強なしとして安全性を評価するため、より安全側の設計となり、補助制度上の支障はないと思われる。	他自治体での取組を参考にしながら、効率的かつ適切に安全性を評価する方法を引き続き調査し、得られた成果を含め、今後の対応について市町と調整していく。
		断熱改修やバリアフリー改修など他の補助金と併せて活用する場合の具体的な事例を示すことで、居住者等が申請しやすくなるのではないか。	住宅政策全般を対象とする「住生活基本計画」の担当課と連携し、住宅リフォーム全体に関する取組の整理について検討する。

1 第4回検討会における主な意見と対応②

4 住宅・多数利用建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-3 住宅の耐震化施策

ウ 環境整備

(ア) 相談体制の確保

- 耐震化に関する県民の相談に対応するため、県、市町及びひょうご住まいサポートセンターにおける相談体制を確保
- 建築関係団体や事業者と連携し、技術的な相談にも対応できる体制を整備

(イ) 安心して事業者を選択できる環境の整備

- 県民が耐震改修の実施に当たり、安心して事業者を選択できる環境を整備するため、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者登録制度を推進
- 県民が安心して適切な選択と判断ができるよう、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績を公表
- 民間事業者が持つ高い技術力と経験・知識を活かした、住宅の耐震化促進を図るため、協力事業者グループ(設計者+施工者)を登録し、公表

(ウ) 他分野施策との連携

- 💡 空き家対策や省エネ化等、他の住宅施策と連携した支援策、説明会の実施について検討
- 福祉分野と連携した高齢居住者等の意識啓発を推進
- 💡 省エネ、バリアフリー改修等、住宅の居住環境の改善と併せた耐震改修を促進

ウ 環境整備

(ア) 相談体制の確保

- 耐震化に関する県民の相談に対応するため、県、市町及びひょうご住まいサポートセンターにおける相談体制を確保
- 建築関係団体や事業者と連携し、技術的な相談にも対応できる体制を整備

(イ) 安心して事業者を選択できる環境の整備

- 県民が耐震改修の実施に当たり、安心して事業者を選択できる環境を整備するため、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者登録制度を推進
- 県民が安心して適切な選択と判断ができるよう、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績を公表
- 民間事業者が持つ高い技術力と経験・知識を活かした、住宅の耐震化促進を図るため、協力事業者グループ(設計者+施工者)を登録し、公表

(ウ) 他分野施策との連携

- 💡 空き家対策や省エネ化等、他の住宅施策と連携した支援策、説明会の実施について検討
- 💡 省エネ、バリアフリー改修等、住宅の居住環境の改善と併せた耐震改修を促進
- 福祉施策と連携した高齢居住者等の意識啓発を推進

2 パブリック・コメントにおける意見と対応

意見募集期間:令和8年2月6日(金)～26日(木)

意見等の提出:1件(1人)

主な意見	対応案
<p>今般の兵庫県耐震改修促進計画(改定案)について、改定の趣旨に賛同する。</p> <p>その上で、上記該当箇所(P14 地震保険等の加入促進)に関連する事項として、以下の点を本計画に盛り込むことを提案する。</p> <p>○「地震保険」の割引制度の周知</p> <p>政府と民間保険会社が共同で運営し、公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、「地震保険」の割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものとする。</p>	<p>御意見のあった「地震保険の割引制度」については、住宅耐震化の補助事業のPRや交付決定等の手続の中で周知することとし、計画本体は原案のとおりとします。</p>

<参考> 地震保険の割引制度 ※ 財務省「地震保険制度の概要」抜粋

割引制度	割引の説明	保険料の割引率
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)又は国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1:50% 耐震等級2:30% 耐震等級3:10%
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断又は耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

計画の概要

1 計画改定の趣旨

本県では、平成18年度に兵庫県耐震改修促進計画(第1期)を策定、平成27年度に全面改定(第2期)し、住宅と建築物の耐震化を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

南海トラフ巨大地震等の発生切迫性が指摘されている中、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、これまでの施策の点検を行うとともに、新たな目標や施策を設定し、計画を改定する。

2 計画の位置付け

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づく「都道府県耐震改修促進計画」

3 計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

基本的な取組方針

- 住宅及び多数利用建築物の耐震化は、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県及び市町は、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を実施
- 住宅及び多数利用建築物に関わる全ての事業者は、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等に対して適切なアドバイス、ニーズに沿った改修工事等を実施

現状と課題

1 住宅

ア 耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発

イ 耐震化に係る県民負担の軽減

ウ 地方部の高齢者のみ住宅の耐震化促進

エ 現行補助制度の課題解消

2 多数利用建築物

ア 民間建築物の耐震化促進

イ 所有者に対する意識啓発、行政指導

ウ 権利調整や合意形成等が困難な民間建築物のサポート

目標

1 住宅

令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消^{※1}するとともに、意識啓発活動に関する目標を設定

(1) 耐震化の目標

区分	現状(令和5年)	目標(令和17年度)
住宅総数	239.7万戸	239.9万戸
耐震性が不十分	19.8万戸	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
耐震化率	91.7%	

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての住宅に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

2 多数利用建築物^{※2}

令和17年度までに耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消するとともに、意識啓発活動に関する目標を設定

(1) 耐震化の目標

区分	現状(令和7年)	目標(令和17年度)
建築物総数	26,644棟	28,900棟
耐震性が不十分	1,757棟	耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消
耐震化率	93.4%	

※2 多数利用建築物 (用途)学校、病院、ホテル、庁舎、物販店、飲食店、福祉施設等(規模)一部の用途を除き3階以上かつ1,000㎡以上

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての多数利用建築物に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策(主なもの)

1 住宅

(1) 普及啓発

- ア 耐震性が不明又は不十分な住宅の把握
 - ・登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備
- イ 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発
 - ・診断結果や居住者属性等を考慮した、効果的な意識啓発を実施
- ウ 県民全体への幅広い周知

(2) 住宅の耐震化促進支援策

- ア 簡易耐震診断の推進
- イ ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進
- ウ 補助事業の円滑な運用
- エ 高齢者居住住宅への支援強化
 - ・居住世帯や地域特性に応じた補助メニューの見直しを検討

2 多数利用建築物

(1) 多数利用建築物の耐震化促進支援策

- ア 民間建築物の耐震化に関する支援
 - ・優先的に耐震化すべき建築物に対する補助メニューの拡充を検討

(2) 意識啓発・環境整備

- ア 所管行政庁連絡会議等を設置し、所管行政庁やその他市町との連携を強化
- イ 所有者への直接的な働きかけ(プッシュ型意識啓発)や丁寧な進捗管理を実施
- ウ 相談体制の整備

(3) 環境整備

- ア 相談体制の確保
- イ 安心して事業者を選択できる環境の整備
- ウ 他分野施策との連携
 - ・省エネ、バリアフリー改修等、住宅の居住環境の改善と併せた耐震改修を促進
- エ 事業者との連携
- オ 事業者の信頼性向上
- カ 低コスト工法の普及・活用促進
- キ 事業者の育成
 - ・設計者と施工者のマッチングを促進
 - ・地域のリーダーとなる事業者を育成し、地元の設計者・施工者を支援

3 その他

- ・防災拠点建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定(兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指示対象路線として指定等)
- ・地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施(建築物の減災対策、ブロック塀や宅地等の安全対策、超高層建築物等の安全確保等)
- ・耐震改修計画等の評価体制の確保 ・地震保険等の加入促進
- ・木造住宅の耐震性能検証法に基づく状況確認の必要性等の周知
- ・法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携

3 兵庫県耐震改修促進計画 改定のポイント（主な施策）

課題等

対応策

住宅

1 耐震化に消極的な居住者
に対する意識啓発



1-1

耐震性が不明・不十分な住宅の把握

- ▶ 不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備

1-2

旧耐震基準住宅居住者へのプッシュ型意識啓発

- ▶ ダイレクトメールや戸別訪問等、居住者の属性等を考慮した効果的な手法で実施

2 耐震化に係る
県民負担の軽減



2-1

低コスト工法の普及・促進、事業者の育成・連携

- ▶ 精密診断法の推奨、設計者・施工者のマッチング、地域リーダーの育成などを推進

2-2

命を守る改修等の普及・促進

- ▶ 多額の費用負担が困難な世帯等に対し、コストを抑えて命を守る改修(評点0.7以上の改修や耐震シェルター等)の周知を行い、補助制度の活用を促進

多数利用建築物

1 所有者に対する意識啓発、
県・市町の連携強化



1-1

所有者の意識啓発、相談体制の整備

- ▶ 市町と連携し、建物所有者に対するプッシュ型意識啓発を行うとともに、所有者からの相談体制の充実について検討

1-2

所管行政庁間、県・市町の連携強化

- ▶ 課題の共有や対応策の検討等、具体的な取組方針を協議するため、連絡会議等を設置し、所管行政庁やその他市町との連携を強化

その他

1 沿道建築物の耐震化



1

地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- ▶ 沿道の建築物の耐震化の促進を図る必要のある道路(指示対象路線)として、兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指定

2 建築物の減災化、
宅地等の安全対策



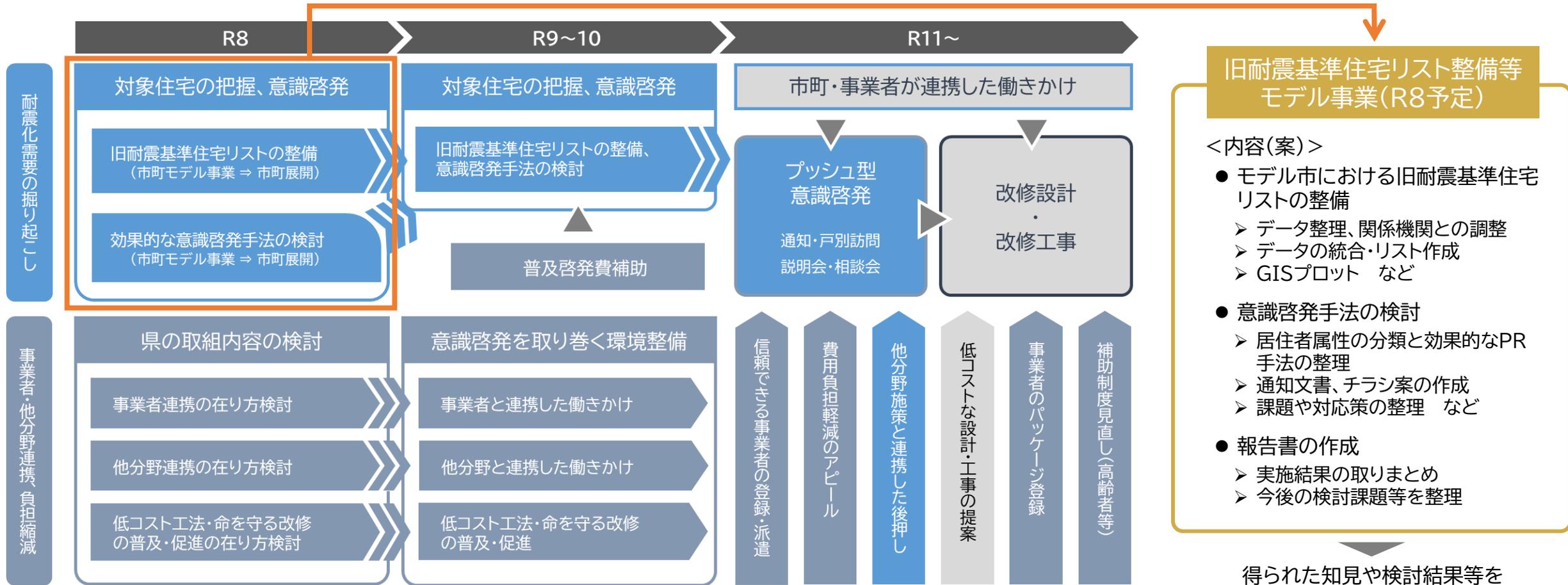
2

地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施

- ▶ 建築物の減災対策、ブロック塀や宅地等の安全対策、超高層建築物等の安全確保等

4 耐震改修促進計画に基づく耐震化の取組（住宅）

- 「プッシュ型意識啓発の推進に関するロードマップ」を基本として、前期5か年の取組を推進し、令和12年度の間接検証で取組の内容を評価
- 令和8年度は、市町でのプッシュ型意識啓発の取組を後押しするため、対象住宅の把握と効果的な意識啓発手法の検討を行う市町モデル事業を実施
- 加えて、低コスト工法や命を守る改修の普及・促進、事業者や他分野との連携の在り方について検討を進め、意識啓発を取り巻く環境を整備
- 検討した内容は新たに設置する県・市町連絡会議等を通じて、市町や事業者と情報交換、協議・調整を行いながら事業を推進



旧耐震基準住宅リスト整備等
モデル事業(R8予定)

- <内容(案)>
- モデル市における旧耐震基準住宅リストの整備
 - データ整理、関係機関との調整
 - データの統合・リスト作成
 - GISプロット など
 - 意識啓発手法の検討
 - 居住者属性の分類と効果的なPR手法の整理
 - 通知文書、チラシ案の作成
 - 課題や対応策の整理 など
 - 報告書の作成
 - 実施結果の取りまとめ
 - 今後の検討課題等を整理

得られた知見や検討結果等を
その他の市町へ横展開

プッシュ型意識啓発の推進に関するロードマップ(イメージ)

【凡例】 ■ : 主に県の役割 ■ : 主に市町の役割 ■ : 主に事業者の役割

4 耐震改修促進計画に基づく耐震化の取組（多数利用建築物・その他）

多数利用建築物

- 連絡会議等を新たに設置し、県・市町間の連携強化を図るとともに、所有者に対するプッシュ型意識啓発や丁寧な進捗管理を実施
- プッシュ型意識啓発と併せて、耐震化アドバイザーの派遣など所有者からの相談体制の充実に向けた検討を実施

県・市町連絡会議等の設置(R8～)

- 課題の共有や対応策の検討等、具体的な取組方針を協議
 - 耐促法第12条又は第15条に基づく指示又は指導等
 - 建築基準法第10条に基づく勧告又は命令
 - 新たな補助金や既存制度の拡充
 - 所有者の意向把握の手法 等

プッシュ型意識啓発

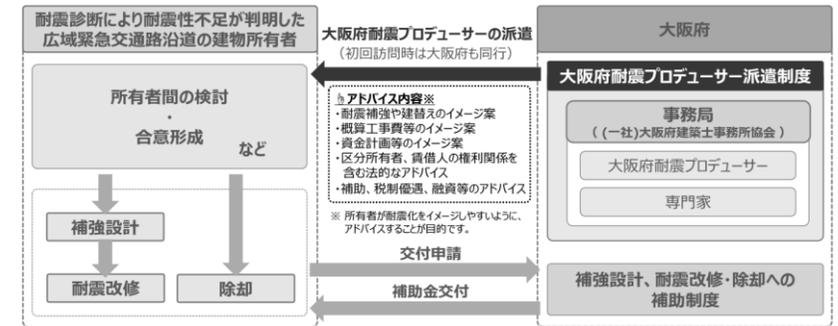
- 連絡会議での議論を受け、耐震性が不十分な多数利用建築物の所有者に対して、直接的な働きかけを実施(年1回以上)

区分	建築物総数(棟数)		耐震化率
		耐震性が不十分	
全体	26,644	1,757	93.4%
公共	7,720	240	96.9%
民間	18,924	1,517	92.0%

耐震性が不十分な多数利用建築物(R7時点)

相談体制の整備検討

- 今後、所有者が安心して耐震化に取り組めるよう、耐震化アドバイザーを派遣する制度等の創設を検討



(参考)大阪府耐震プロデューサー派遣制度(イメージ)

その他

- 建築物の減災対策、宅地等の安全対策など地震時の建築物の総合的な安全対策等を実施
- 県耐震改修促進計画に掲げる目標や施策を踏まえた、市町耐震改修促進計画の改定についてサポート

※ 市町耐震改修促進計画の改定予定 (R7.12月時点)

令和7年度中 21市町、令和8年度以降 20市町

兵庫県耐震改修促進計画 改定案

- 概要版
- 本文
- 資料編

計画の概要

1 計画改定の趣旨

本県では、平成18年度に兵庫県耐震改修促進計画(第1期)を策定、平成27年度に全面改定(第2期)し、住宅と建築物の耐震化を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

南海トラフ巨大地震等の発生切迫性が指摘されている中、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、これまでの施策の点検を行うとともに、新たな目標や施策を設定し、計画を改定する。

2 計画の位置付け

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づく「都道府県耐震改修促進計画」

3 計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

基本的な取組方針

- 住宅及び多数利用建築物の耐震化は、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県及び市町は、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を実施
- 住宅及び多数利用建築物に関わる全ての事業者は、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等に対して適切なアドバイス、ニーズに沿った改修工事等を実施

現状と課題

1 住宅

ア 耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発

イ 耐震化に係る県民負担の軽減

ウ 地方部の高齢者のみ住宅の耐震化促進

エ 現行補助制度の課題解消

2 多数利用建築物

ア 民間建築物の耐震化促進

イ 所有者に対する意識啓発、行政指導

ウ 権利調整や合意形成等が困難な民間建築物のサポート

目標

1 住宅

令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消※1するとともに、意識啓発活動に関する目標を設定

(1) 耐震化の目標

区分	現状(令和5年)	目標(令和17年度)
住宅総数	239.7万戸	239.9万戸
耐震性が不十分	19.8万戸	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
耐震化率	91.7%	

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての住宅に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

2 多数利用建築物※2

令和17年度までに耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消するとともに、意識啓発活動に関する目標を設定

(1) 耐震化の目標

区分	現状(令和7年)	目標(令和17年度)
建築物総数	26,644棟	28,900棟
耐震性が不十分	1,757棟	耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消
耐震化率	93.4%	

※2 多数利用建築物 (用途)学校、病院、ホテル、庁舎、物販店、飲食店、福祉施設等(規模)一部の用途を除き3階以上かつ1,000㎡以上

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての多数利用建築物に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策(主なもの)

1 住宅

(1) 普及啓発

- ア 耐震性が不明又は不十分な住宅の把握
 - ・登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備
- イ 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発
 - ・診断結果や居住者属性等を考慮した、効果的な意識啓発を実施
- ウ 県民全体への幅広い周知

(2) 住宅の耐震化促進支援策

- ア 簡易耐震診断の推進
- イ ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進
- ウ 補助事業の円滑な運用
- エ 高齢者居住住宅への支援強化
 - ・居住世帯や地域特性に応じた補助メニューの見直しを検討

2 多数利用建築物

(1) 多数利用建築物の耐震化促進支援策

- ア 民間建築物の耐震化に関する支援
 - ・優先的に耐震化すべき建築物に対する補助メニューの拡充を検討

(2) 意識啓発・環境整備

- ア 所管行政庁連絡会議等を設置し、所管行政庁やその他市町との連携を強化
- イ 所有者への直接的な働きかけ(プッシュ型意識啓発)や丁寧な進捗管理を実施
- ウ 相談体制の整備

(3) 環境整備

- ア 相談体制の確保
- イ 安心して事業者を選択できる環境の整備
- ウ 他分野施策との連携
 - ・省エネ、バリアフリー改修等、住宅の居住環境の改善と併せた耐震改修を促進
- エ 事業者との連携
- オ 事業者の信頼性向上
- カ 低コスト工法の普及・活用促進
- キ 事業者の育成
 - ・設計者と施工者のマッチングを促進
 - ・地域のリーダーとなる事業者を育成し、地元の設計者・施工者を支援

3 その他

- ・防災拠点建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定(兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指示対象路線として指定等)
- ・地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施(建築物の減災対策、ブロック塀や宅地等の安全対策、超高層建築物等の安全確保等)
- ・耐震改修計画等の評価体制の確保
 - ・地震保険等の加入促進
- ・木造住宅の耐震性能検証法に基づく状況確認の必要性等の周知
- ・法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携

兵庫県耐震改修促進計画

令和8年3月改定案

目次

1	計画の概要	2
	1-1 計画改定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間	
	1-2 耐促法改正・耐震改修促進計画改定の経緯	
2	今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況	4
3	住宅・多数利用建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
	3-1 目標達成の状況（住宅・多数利用建築物）	
	3-2 耐震化の目標（住宅・多数利用建築物）	
4	住宅・多数利用建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
	4-1 基本的な取組方針	4-4 多数利用建築物の耐震化施策
	4-2 これまでの施策の実施状況	4-5 防災拠点建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
	4-3 住宅の耐震化施策	4-6 その他の施策
5	法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携	14
6	市町耐震改修促進計画の改定	14

1-1 計画改定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となった。地震直後に発生した死者(約5,500名)の約9割は、建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、建築物の耐震化の重要性が認識された。

この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐促法」という。)」が施行され、旧耐震基準建築物の耐震性の向上を図ることで、地震に対する建築物の安全性確保が求められることとなった。

耐促法を踏まえ、本県では住宅の耐震化において全国でも先導的な施策を実施し、その後、平成18年に改正された同法の規定に基づき、「兵庫県耐震改修促進計画」を策定し、住宅や多数の者が利用する建築物(以下「多数利用建築物」という。)の耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定めて、耐震化対策を総合的に進めている。

また、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことを踏まえ、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられる等の措置が講じられた改正法が平成25年11月に施行された。このことを受け、平成27年に当初計画の一部を改定するとともに、その後、当初計画の期間終了年度である平成27年度末に計画を全面改定した。

南海トラフ巨大地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘される中、本県における耐震化率は、直近の推計によると、住宅で91.7%(R5)、多数利用建築物で93.4%(R7)にとどまるなど、計画に定めた目標を下回っていることが明らかとなっている。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、家屋倒壊により、地方部の高齢者を中心に人的被害が生じた。

このような状況を踏まえ、地震時における県民の安全を確保するためには、引き続き住宅及び多数利用建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、耐促法第5条第1項の規定により、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき定めるものである。

また、本計画は地震災害に備えることを目的とした、住宅や多数利用建築物等の防災・減災対策を推進するための計画であり、「兵庫県地域防災計画」との整合を図りつつ定める。

なお、県内市町は、本計画に基づき、市町耐震改修促進計画の改定に努めるものとする。

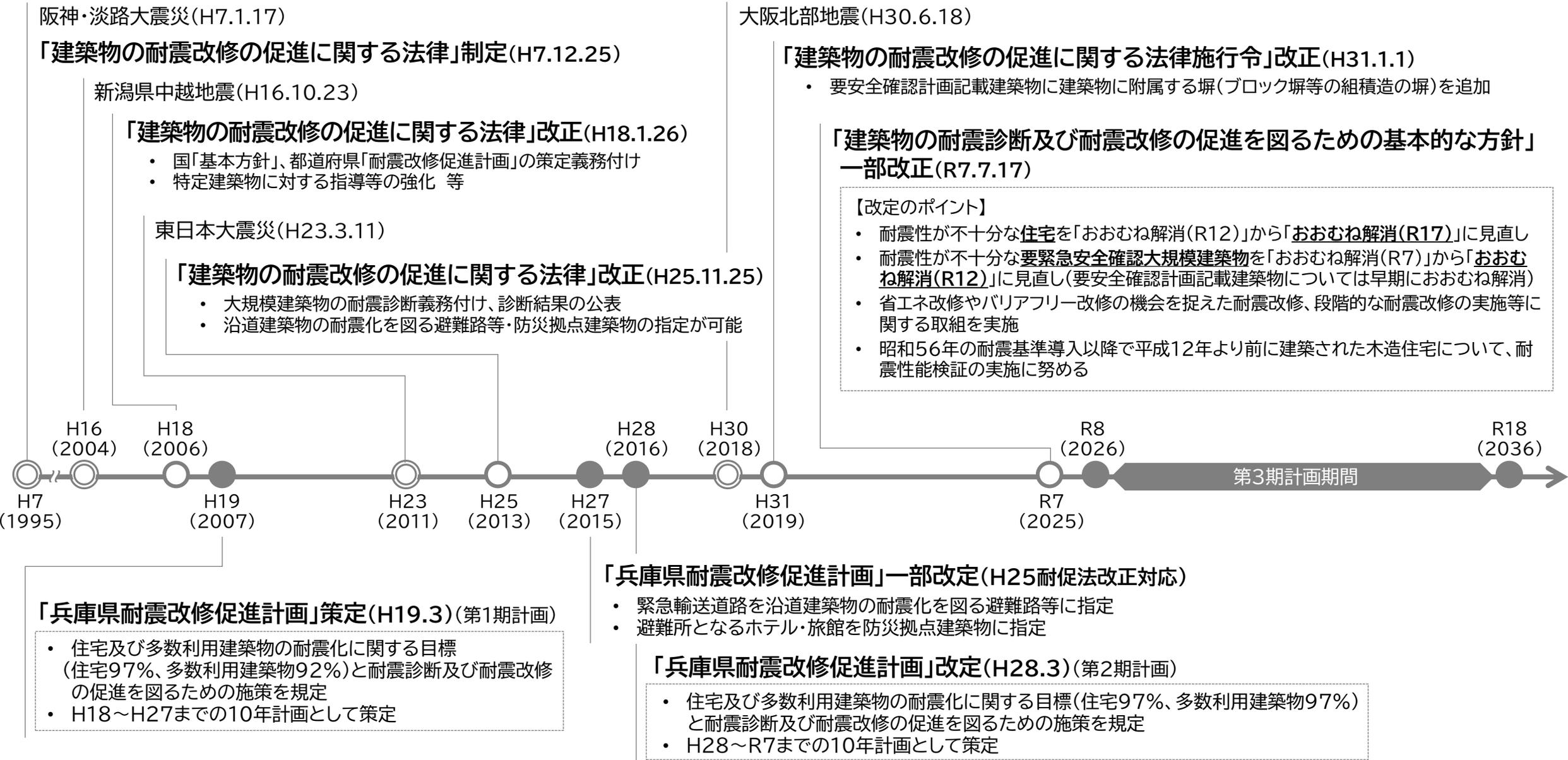
(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の5年目に当たる令和12年度を目途に進捗状況を検証し、必要に応じて本計画を見直す。



1-2 耐促法改正・耐震改修促進計画改定等の経緯



2 今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況

- 県では、過去の地震災害の状況等から、県内で甚大な被害が発生するおそれがある地震の被害想定を公表しており、その結果は下表のとおり
(国の南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を発表を受け、現在、県内における地震・津波被害想定の見直しについて検討中(R9.3月 公表予定))
- 地震による建物被害や人的被害を未然に防ぐためには、耐震改修や建替え等、耐震性が不足する住宅及び多数利用建築物の安全性の確保が必要
- なお、津波の被害が想定される区域では、自力避難、救助活動が困難となるおそれがあるため、より一層の対策が必要

南海トラフ巨大地震及び主要な内陸活断層地震における揺れによる建物倒壊棟数及び建物倒壊による死者数

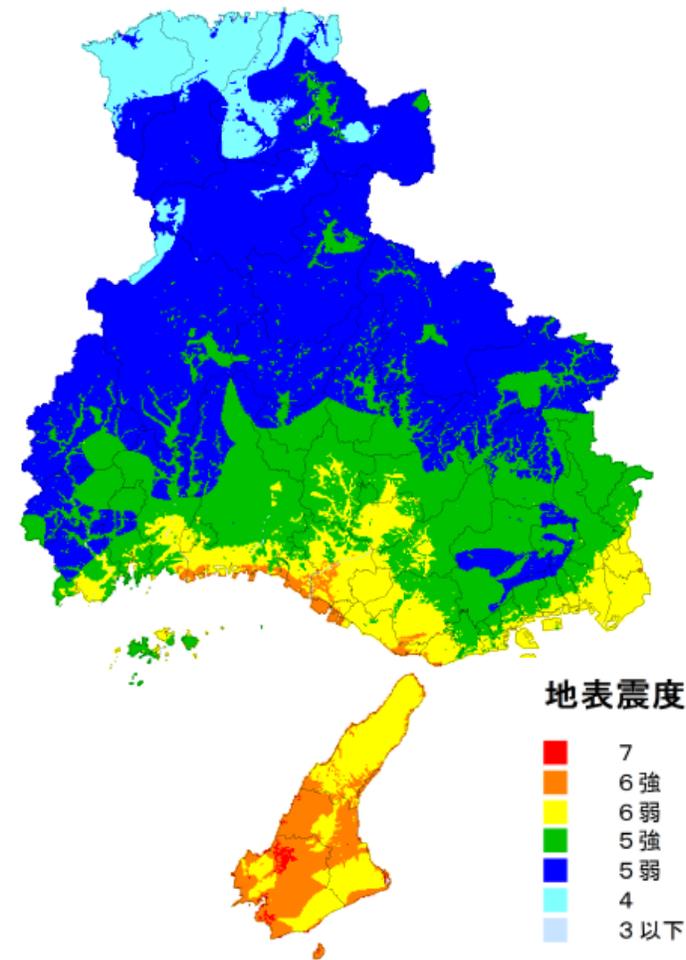
地震	想定規模	揺れによる建物被害棟数(全壊)			建物倒壊による死者数(早朝5時)
		木造	非木造	計	
南海トラフ巨大地震 ※発生しうる最大クラスを想定	M9.0	29,347	2,695	32,042	1,876人
山崎断層帯地震 (大原・土万・安富・主部南東部)	M8.0	53,239	4,408	57,647	3,645人
上町断層帯地震	M7.5	79,838	9,421	89,259	5,465人
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	M7.7	33,489	4,869	38,358	2,302人
養父断層帯地震	M7.0	136	15	151	14人

出典:兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定(H26.6)、兵庫県の地震被害想定(内陸型活断層)

南海トラフ巨大地震の地震動予測結果 主な市町の最大震度(最大値)

震度	市町名
7	洲本市、南あわじ市
6強	神戸市、尼崎市、伊丹市、姫路市、明石市、高砂市、たつの市、淡路市、加古川市、播磨町
6弱	西宮市、芦屋市、相生市、赤穂市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、加西市、加東市、稲美町、太子町

出典:兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定(H26.6)



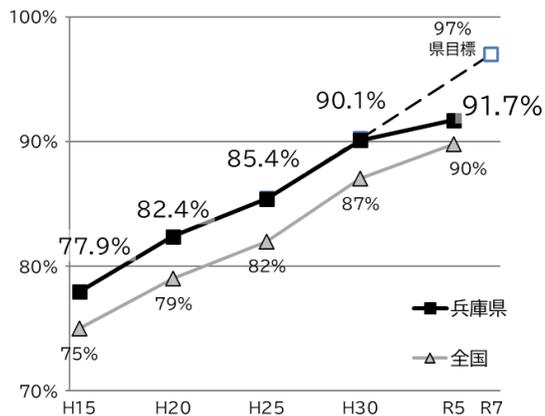
南海トラフ巨大地震の地震動予測結果 地表震度分布図

3-1 目標達成の状況

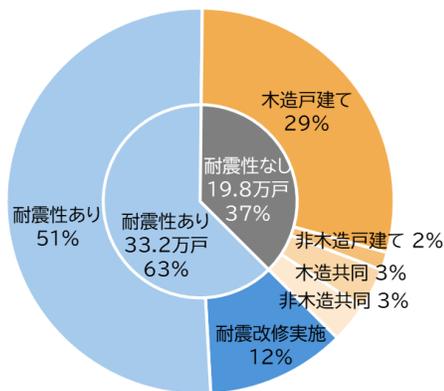
(1) 耐震化率の目標

ア 住宅

- 住宅の耐震化率は、令和5年時点で91.7%
- 全国値よりも高い水準で推移しているものの、令和7年度に97%とする目標の達成は困難な状況
- 令和5年時点では、旧耐震基準住宅の37%で耐震性が不足しており、その3/4以上を木造戸建て住宅が占める



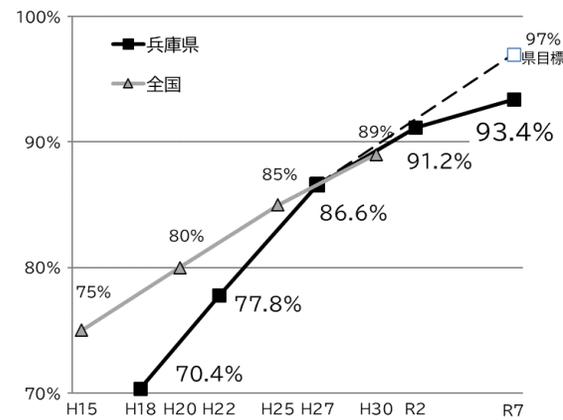
住宅耐震化率の推移
(住宅・土地統計調査から推計)



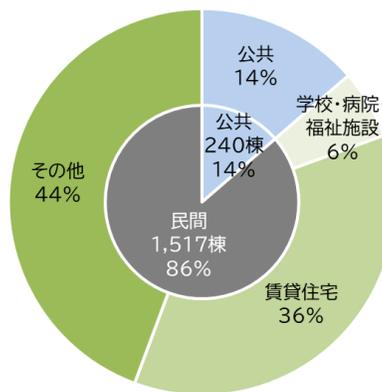
旧耐震基準住宅ストックの内訳
(R5住宅・土地統計調査から推計)

イ 多数利用建築物

- 耐促法第14条第1号に規定する多数利用建築物の耐震化率は令和7年時点で93.4%
- 令和7年度に97%とする目標の達成は困難な状況
- 耐震性が不足する多数利用建築物は、民間所有のものが大半で、病院や福祉施設等の災害対策初動期の機能確保が必要な施設も含まれている



多数利用建築物の耐震化率の推移
(各施設へのアンケート調査等から推計)



耐震性が不足する多数利用建築物の内訳

(2) 住宅の意識啓発活動の目標

- 居住者等への意識啓発の手段は、広報・HPへの掲載や自治会回覧等が主体となっている市町もあり、直接的な働きかけは進んでいない
⇒ 草の根意識啓発の実施戸数(H27-R6)は約10万戸(達成率:約30%)
- 比較的效果が高い対面型の意識啓発についても、居住者等が自発的に参加するイベントや相談会等が大半で、戸別訪問等行政から居住者等に対する直接的な意識啓発はほとんど実施できていない状況



3-2 耐震化の目標

国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「国基本方針」という。)を踏まえるとともに、南海トラフ巨大地震等による被害の軽減と災害対策初動期の都市機能を確保するため、以下のとおり目標を設定する。

(1) 住宅

ア 耐震化の目標

耐震性が不十分な住宅:おおむね解消※(R17)

<目標設定の考え方>

国基本方針で定められた目標と整合を図るため、令和17年度に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に設定

	現状(令和5年)	目標(令和17年度)
住宅総数	239.7万戸	239.9万戸
耐震性が不十分な住宅	19.8万戸	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
耐震化率	91.7%	

※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定

イ 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての住宅に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

<目標設定の考え方>

- 耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を実現するためには、耐震化に消極的な居住者等への意識啓発活動による需要の掘り起こしが必要
- そのため、ダイレクトメールや戸別訪問、個別相談会の開催等、行政から居住者等に対する“プッシュ型”の意識啓発の取組を実施する目標を設定

(2) 多数利用建築物

ア 耐震化の目標

耐震性が不十分な多数利用建築物:おおむね解消(R17)

<目標設定の考え方>

南海トラフ巨大地震等による被害の軽減と災害対策初動期の都市機能を確保するため、多数利用建築物の耐震化が引き続き必要であることから、住宅の目標と同じく、令和17年度に耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消することを目標に設定

	現状(令和7年)	目標(令和17年度)
多数利用建築物総数	26,644棟	28,900棟
耐震性が不十分な多数利用建築物	1,757棟	耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消
耐震化率	93.4%	

イ 意識啓発活動の目標

耐震性が不十分な全ての多数利用建築物に対する「プッシュ型意識啓発」の実施

<目標設定の考え方>

- 住宅と同じく、耐震性が不十分な多数利用建築物のおおむね解消を実現するためには、耐震化に消極的な所有者への意識啓発活動による需要の掘り起こしが必要
- そのため、住宅と同じく、意識啓発活動の目標を新たに設定

4-1 基本的な取組方針

住宅及び多数利用建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県及び市町は、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じる。また、住宅及び多数利用建築物に関わる全ての事業者は、適切に耐震化が図られるよう、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者等に対して適切なアドバイスを行うとともに、所有者等のニーズに沿った耐震診断、補強設計又は改修工事等を実施する。

4-2 これまでの施策の実施状況

改定前の計画に基づき、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」をはじめとした様々な施策を実施している。主な施策とその実施状況は、以下のとおり。

主な施策

主な実施状況

住宅

■ 簡易耐震診断の推進

- ・ 簡易耐震診断員を派遣して調査・診断
- ・ 診断員の登録

- 全市町で事業実施(28市町で診断費用を無料化)
- 累計補助戸数 91,321戸(H12～R6)

■ ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

- ・ 計画策定、改修工事に対する補助
- ・ 建替え補助や部分型改修工事、防災ベッドの設置等の多様なメニューを設定

- 全てのメニューの市町事業化
- 多様な補助メニューの整備
- 累計補助戸数(H15～R6)
計画策定 10,034戸 改修工事 7,503戸

■ 普及啓発・環境整備等

- ・ 広報、HP等による情報提供、低コスト工法の普及・促進
- ・ 県民相談体制の充実
- ・ リフォーム業者登録制度 等

- 低コスト工法の普及に向けた事業者講習会の開催
- ひょうご住まいサポートセンターにおける県民相談窓口の設置
- リフォーム業者登録数 728者(R6末)

多数利用建築物

■ 公共建築物の耐震化

- 県と市町で計画的に推進(耐震化率は96.9%まで上昇)

■ 民間建築物の耐震化

- ・ 大規模多数利用建築物の診断結果の公表、計画策定、改修工事に対する補助
- ・ 中・小規模多数利用建築物への支援制度の拡充 等

- 大規模多数利用建築物の診断結果の公表、耐震化に対する補助制度の整備
- 中規模避難施設の補強設計及び改修工事、中・小規模多数利用建築物の診断に対する補助制度の整備

その他

- 防災拠点建築物及び指示対象路線の指定
- 地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施
- 耐震改修計画等の評価体制の確保

- 避難所となるホテル・旅館等を防災拠点として指定
- 兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指示対象路線として指定
- 落下物事故防止対策や超高層建築物に対する指導など一定の取組の実施

4-3 住宅の耐震化施策

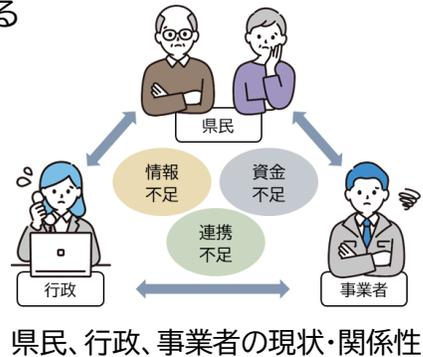
(1) 現状と課題

耐促法の施行から30年、旧耐震基準住宅は建築から40年以上が経過している。

第3期計画では、居住者等の高齢化、地方部の人口減少、これまでの取組の成果等を踏まえ、現状と課題を以下のとおり整理する。

ア 耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発

- 必要な情報が伝えるべき対象に届いておらず、耐震化の必要性や効果がイメージできない、誰に相談・依頼したらよいか分からない県民が今なお存在している
- 居住者等の高齢化が進み、高額な改修コスト、後継者の不在等の面から耐震化に対するモチベーションが低下している
- 事業者は、ビジネス上の観点からも居住者等に直接アプローチしたいが、悪質な勧誘だと疑われるおそれがあり、主体的な働きかけに躊躇している状況



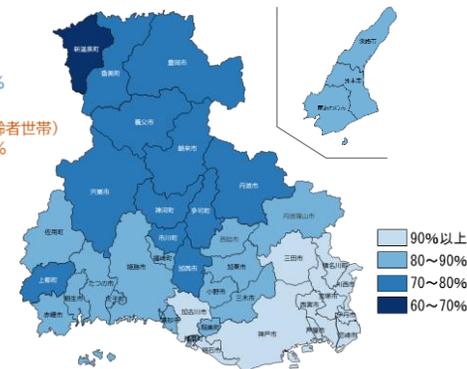
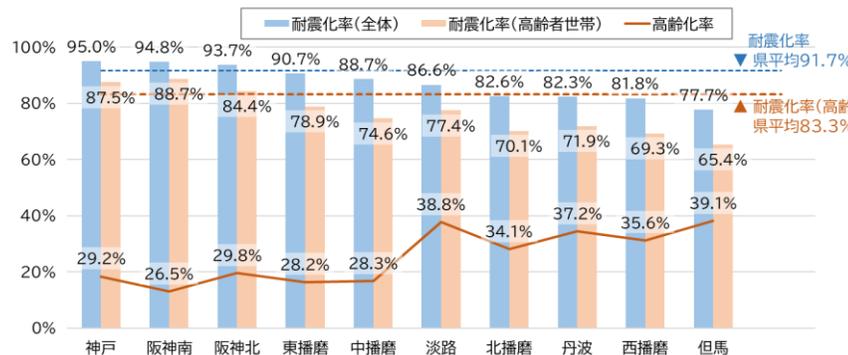
- 県や市町の職員は、耐震化に関する専門的な知識や現場経験の不足、人員不足により、行政から居住者等に対する積極的なアプローチが十分にできていない状況

イ 耐震化に係る県民負担の軽減

- 「多額の費用がかかること」が、耐震改修工事を実施しない最大の要因となっている
- 改修後の目標評点を0.7に設定した工事や、建築物の一部のみを補強し、被災時に安全な空間を確保する方法等、コストを抑えて命だけは守るといった観点の補助も行っているが、活用は限定的になっている

ウ 地方部の高齢者のみ住宅の耐震化促進

- 築40年以上が経過している旧耐震基準住宅は、高齢者のみで居住しているものが多くを占めており、特に高齢化率が高い地方部では、耐震化率が低くなっている
- 地方部の住宅は平均面積が大きいいため、改修工事費が高額になる場合が多い。補助制度が対象とする範囲を大きく上回る場合が多いため、負担感が大きくなる傾向にある
- 高齢者が世帯主の旧耐震基準住宅では、リフォーム工事やバリアフリー改修は実施されているものの、耐震改修工事の実績は少ない



高齢者世帯の住宅耐震化率と高齢化率
(耐震化率:住宅・土地統計調査から県が推計、高齢化率:高齢保険福祉関係資料(R7.2.1時点)) (耐震化率:住宅・土地統計調査から県が推計)

エ 現行補助制度の課題解消

- 県民や事業者に対するアンケートでは、「補助額が少ない」「年度ごとに完了する必要がある」「補助枠が少ない」「手続きが煩雑」等の意見がある

4-3 住宅の耐震化施策

(2) 施策展開の考え方

現行の補助制度の簡素化・見直しを図りつつ、意識啓発活動の更なる充実と地域や居住者等の特性ごとの課題への対応を進める必要がある。県、市町及び事業者の効果的な役割分担を図り、3者が一体となって住宅の耐震化の促進に取り組む。

役割分担

所有者／居住者

(居住者等)



- 耐震化を自らの問題として捉え、自主的に取り組む
- 所有する住宅の地震に対する安全性を把握するとともに、その向上を図るよう努める

県



- 市町や事業者と連携し、耐震化の必要性に係る意識を啓発
- 市町が行う耐震化の取組を財政的、制度的に支援
- 低コスト工法、命を守る改修の普及等の環境整備

市町



- 旧耐震基準住宅の実態を把握
- 県や事業者と連携し、地域や居住者等の実情に応じた効果的な普及啓発を実施
- 県民の窓口として、所有者の耐震化の取組を支援

事業者



- 居住者等への働きかけを主体的に行い、耐震改修の必要性や補助制度、税制優遇などに関する適切な情報を提供
- 専門知識や技術の研鑽に努め、所有者等のニーズに沿った耐震診断、補強設計、改修工事等を実施

(3) 施策の基本的な方向性

これまでの施策の着実な推進に加え、耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発、地域や居住者等の特性に応じた課題への対応を行うため、次に掲げる施策を重点的に実施する。その際、子育て世帯が居住する住宅等、長期の利用を想定するものは、引き続き耐震改修(目標評点1.0)を促進するとともに、負担感の大きい高齢者等には、簡易耐震改修(目標評点0.7)や耐震シェルター等の命を守る改修の普及・促進を図る。なお、取組を効率的かつ効果的に行うため、優先する取組の方針を市町ごと、地域ごとに定め、県、市町、事業者がその方向性を共有して対応することが重要である。

課題

耐震化に消極的な居住者等に対する意識啓発
(耐震化需要の掘り起こし、事業者や他分野施策との連携)

地域や居住者等の特性に応じた課題への対応

耐震化に係る県民負担の軽減

地方部の高齢者のみ住宅の耐震化促進

現行補助制度の課題解消

施策の方向性

耐震性が不明又は不十分な住宅の把握

旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発

他分野施策との連携

事業者との連携

事業者の信頼性向上

低コスト工法の普及・促進

事業者の育成

命を守る改修等の普及・促進

高齢者居住住宅への支援強化

補助制度の簡素化・見直し

4-3 住宅の耐震化施策

ア 普及啓発

(ア) 耐震性が不明又は不十分な住宅の把握

- 💡 不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備

居住者等の属性、住宅の建築年、規模、耐震性の有無、補助実績等の実態を把握

(イ) 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発

- 💡 旧耐震基準住宅リストを活用した、行政から居住者等に対するプッシュ型意識啓発を推進
- 💡 診断結果や居住者属性等を考慮した、効果的な意識啓発を実施
 - 地震の危険性や耐震化の必要性と共に、各段階で行っている支援内容を示した分かりやすい意識啓発用資料を作成し、配布
 - これまで耐震化に消極的だった居住者等を対象とした説明会等を開催

(ウ) 県民全体への幅広い周知

- 県・市町の広報紙、HPやSNSの活用、自治会回覧、イベント実施等の機会を捉えた普及啓発活動を引き続き実施
- 子どもから大人、孫から祖父母へ耐震化の必要性を伝えてもらうため、中学校、高校等での住まいの地震対策講座を開催

イ 住宅の耐震化促進支援策

(ア) 簡易耐震診断の推進

- 旧耐震基準住宅の耐震性を把握するため、安価で手軽に実施できる簡易耐震診断を推進
- 簡易耐震診断を受託できる診断員を養成・登録
- 申請者への診断結果の説明に併せ、診断員による耐震化の働きかけを実施

(イ) ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

- 耐震性の低い住宅に対し、耐震改修計画策定、耐震改修工事、建替工事への補助を実施
- 多額の費用負担が困難な世帯等に対し、コストを抑えて命だけは守るという観点の部分型改修工事、防災ベッド等の設置への補助を実施

(ウ) 補助事業の円滑な運用

- 申請手続を一本化して実施できる改修計画・工事費パッケージ型補助の推進
- 申請者の事前の費用負担を軽減するため、補助金の代理受領制度を推進
- 所有者が高齢者の場合、2親等以内の親族からの申請も可能になる要件緩和を実施
- 💡 上記のほか、年度要件や補助要件の見直し、行政審査の簡素化等について検討

(I) 高齢者居住住宅への支援強化

- 💡 旧耐震基準住宅リストを活用したプッシュ型意識啓発や事業者、他分野施策との連携による、耐震化需要の掘り起こしを推進
- 💡 居住世帯や地域特性に応じた補助メニューの見直しを検討
 - 高齢者の改修工事の負担を軽減するため、低コスト工法や命を守る改修工事の普及・活用を推進

4-3 住宅の耐震化施策

ウ 環境整備

(ア) 相談体制の確保

- 耐震化に関する県民の相談に対応するため、県、市町及びひょうご住まいサポートセンターにおける相談体制を確保
- 建築関係団体や事業者と連携し、技術的な相談にも対応できる体制を整備

(イ) 安心して事業者を選択できる環境の整備

- 県民が耐震改修の実施に当たり、安心して事業者を選択できる環境を整備するため、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者登録制度を推進
- 県民が安心して適切な選択と判断ができるよう、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績を公表
- 民間事業者が持つ高い技術力と経験・知識を活かした、住宅の耐震化促進を図るため、協力事業者グループ(設計者+施工者)を登録し、公表

(ウ) 他分野施策との連携

-  空き家対策や省エネ化等、他の住宅施策と連携した支援策、説明会の実施について検討
-  省エネ、バリアフリー改修等、住宅の居住環境の改善と併せた耐震改修を促進
- 福祉施策と連携した高齢居住者等の意識啓発を推進

(I) 事業者との連携

- ひょうご住まいサポートセンターが実施するアドバイザー派遣制度を活用し、説明会、相談会等に講師として事業者を派遣
-  耐震改修の専門的な知識や技術に裏打ちされた説得力のある説明を行うため、住民向け説明会等での事業者活用を推進
-  居住者等に対する働きかけに活用できる、事業者目線に立った意識啓発資料を作成、配布

(オ) 事業者の信頼性向上

-  事業者から居住者等に対する主体的な働きかけが有効に機能するよう、耐震診断員、耐震改修事業者の登録と積極的な周知を実施
- 耐震化の普及に協力する事業者を登録・公表するとともに、名刺やロゴ等のアピールツールを作成、提供

(カ) 低コスト工法の普及・活用促進

-  一般診断法と比べて、補強箇所を減らし、工事費用を削減することが可能となる「精密診断法」による設計を推奨
-  設計者や施工者の育成・支援を行うため、事業者向け講習会を実施するほか、設計者と施工者のマッチングを促進
-  各地域によって住宅の特徴や住まい方も異なるため、地域のリーダーとなる事業者を育成し、地元の設計者・施工者を支援
-  低コスト工法の効果検証を行うとともに、工法の効果や実施できる事業者を幅広く周知

(キ) 事業者の育成

- 耐震改修工事を専門とする事業者を育成するため、診断士や設計者、施工者を対象とした講習会等を開催
-  講習会等の機会を活用した、耐震改修の設計者、施工者のマッチングを行うとともに、協力事業者登録のパッケージ化を引き続き推進
-  各地域によって住宅の特徴や住まい方も異なるため、地域のリーダーとなる事業者を育成し、地元の設計者・施工者を支援

4-4 多数利用建築物の耐震化施策

(1) 現状と課題

ア 民間建築物の耐震化促進

- 公共建築物はおおむね順調に耐震化が進んでいるが、民間建築物は、厳しい経営状況や多額の費用負担が課題となり、病院等の災害対策初動期の機能確保が必要な施設も含め耐震化率が低い状況（公共97%、民間92%）
- 耐震改修工事費用の負担が大きいため、耐震診断費用に対する支援だけでは耐震化に対するインセンティブが働いていないおそれ
- 一方で多数利用建築物は、一件当たりの耐震改修コストが大きいことや、事業用資産であることを踏まえると、全ての多数利用建築物を対象とした改修工事費支援の制度創設は困難な状況

イ 所有者に対する意識啓発、行政指導

- 所有者に対する働きかけは、5年ごとの進捗管理のみにとどまる等、防災意識の向上や耐震化に関する行政からの働きかけは十分に徹底されていない状況
- 耐震診断又は耐震改修の指導など、耐促法に基づく所有者への働きかけは、所管行政庁ごとの考え方に基づいており、相互の情報交換や対応方針の共有等の取組が十分に進んでいない

ウ 権利調整や合意形成等が困難な民間建築物のサポート

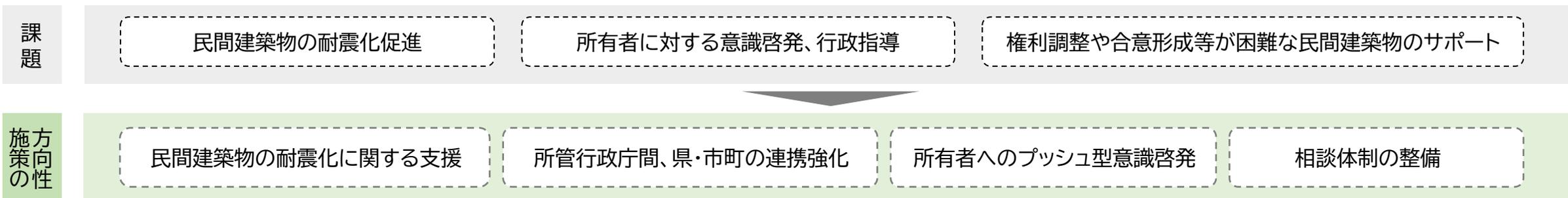
- 権利者の多い物販店舗等では、関係者間の権利調整や合意形成等に時間を要し、耐震化が進んでいない
- 厳しい経営状況や築後40年以上が経過した建築物の処遇、工事期間中の対応等、課題が多様かつ複雑で、どのような対応を取るべきかの判断が困難となっているおそれ

(2) 施策展開の考え方

所管行政庁をはじめとする県内市町と連携し、優先的に対応すべき課題に対する方針の検討を行い、施策を重点化する。所有者への意識啓発を推進するとともに、耐促法に基づく適切な指導及び助言等を実施し、重点化が必要な民間建築物への支援を県と市町が協調して行う。

(3) 施策の基本的な方向性

公共建築物の各管理者は、自らが定めた計画に基づき、耐震化を着実に実施する。民間建築物については、これまでの施策を引き続き推進するとともに、更なる耐震化の促進、所有者に対する意識啓発、合意形成等が困難な民間建築物のサポート等の課題に対応するため、次に掲げる施策を重点的に実施。



4-4 多数利用建築物の耐震化施策

ア 多数利用建築物の耐震化促進支援策

(ア) 民間建築物の耐震化に関する支援

- 耐震性が不十分な大規模多数利用建築物に対し、耐震改修計画策定費及び耐震改修工事費への補助を実施
 - 旧耐震基準の多数利用建築物に対し耐震診断費への補助を実施
 - 特に被災後の避難生活者を長期間受け入れることができるホテル・旅館等にあつては、県又は市町と協定を締結し、災害時に避難所として活用することを条件に支援を重点化
-  病院や社会福祉施設、私立学校等、各所管省庁や部局で実施する補助制度の活用を進めるとともに、地域や建物用途等の特性に応じ、優先的に耐震化すべき建物に対する補助メニューの拡充を検討

イ 意識啓発・環境整備

(ア) 所管行政庁間、県・市町の連携強化

-  課題の共有や対応策の検討等、具体的な取組方針を協議するため、所管行政庁連絡会議等を設置し、所管行政庁やその他市町との連携を強化
- ▶ 耐促法第12条又は第15条に基づく指示・指導等
 - ▶ 建築基準法第10条に基づく勧告又は命令
 - ▶ 新たな補助金や既存制度の拡充
 - ▶ 所有者の意向把握の手法 等
- ・ 所管行政庁等は、協議の結果を踏まえ、補助制度の創設・拡充や耐促法に基づく指示・指導など必要な措置を行う

(イ) 所有者への プッシュ型意識啓発

-  耐震性が不十分な多数利用建築物の所有者に対して、直接的な働きかけを実施
-  所有者と綿密に連絡を取る等、丁寧な進捗管理を実施

(ウ) 相談体制 の整備

-  県・市町に相談窓口を設置するほか、所有者が安心して耐震化に取り組めるよう、耐震化アドバイザーを派遣する制度の創設を検討

4-5 防災拠点建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

(1) 防災拠点建築物の指定

耐促法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定の上、知事が定める期限までに診断結果を報告するものとする。

- 耐促法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、被災後の避難生活者を長期間受け入れることができるホテル・旅館等であつて、災害時に避難所として活用することについて県又は市町と協定を締結しているもの
- 地域防災計画に災害応急対策に必要な施設として位置付けられた官公署又は指定緊急避難場所等のうち、特に市町が耐震性を確保する必要があると認めるものとして知事が定めるもの

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- 耐促法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路として、兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指定する。
- 市町耐震改修促進計画において沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある道路を指定する場合には、県と協議を要するものとする。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路の通行の確保のために耐震化が必要な沿道の建築物に対し、耐震診断や補強設計、耐震改修に係る費用等への補助を行う。

4-6 その他の施策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施

ア 建築物の減災対策

- 家具の転倒や感震ブレーカー等による地震火災の防止対策を促進
- エレベーターの閉じ込め対策や屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策の検討

イ ブロック塀や宅地等の安全対策

- 大規模地震や津波の発生時における避難や救助活動が円滑に実施できるよう、避難路を閉塞するおそれのあるブロック塀や擁壁等の安全点検の実施、必要に応じた改修等を促進
- 災害危険区域など地震に伴う崩壊の危険性が高いがけ地周辺の住宅等の土砂災害を防止するため、危険住宅の移転や防護壁等の整備による安全対策を促進

ウ 超高層建築物等の安全確保

- 南海トラフ巨大地震等で想定される長周期地震動に対して、超高層建築物等の安全性を確保できるよう、特定行政庁と連携し、適切に対応

エ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- 地震により被災した建築物の余震による倒壊の危険性等を判定する技術者を登録する等、被災建築物応急危険度判定体制を整備

(2) 耐震改修計画等の評価体制の確保

耐震診断の結果又は耐震改修計画の妥当性について判定を行う次に掲げる団体と連携・協力を図り、評価体制を確保する。

《 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録団体 》

公益社団法人 兵庫県建築士会、一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会、公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

(3) 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知

昭和56年6月から平成12年5月末までに建築された木造住宅の所有者等に対して、リフォームの機会等を捉えた耐震性能検証法に基づく状況確認の必要性等を周知する。

(4) 地震保険等の加入促進

住宅の耐震化等の事前の備えに加えて、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)や民間の地震保険等の事後の備えについても引き続き周知する。

5 法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するため、県内の所管行政庁連絡会議等を設置し、耐促法第12条又は第15条に基づく指示・指導等や建築基準法第10条に基づく勧告又は命令等について、具体的な取組方針を協議し、必要な措置を行う。

6 市町耐震改修促進計画の改定

市町は、管内の住宅及び多数利用建築物の耐震化を促進するため、また、自らが所有する建築物の耐震化を計画的に進めるため、本計画に基づき、市町耐震改修促進計画の早期改定に努めるものとする。市町は、本計画に掲げる目標及び施策を踏まえて、住宅と多数利用建築物それぞれの目標及び施策を定める。

兵庫県耐震改修促進計画(資料編)

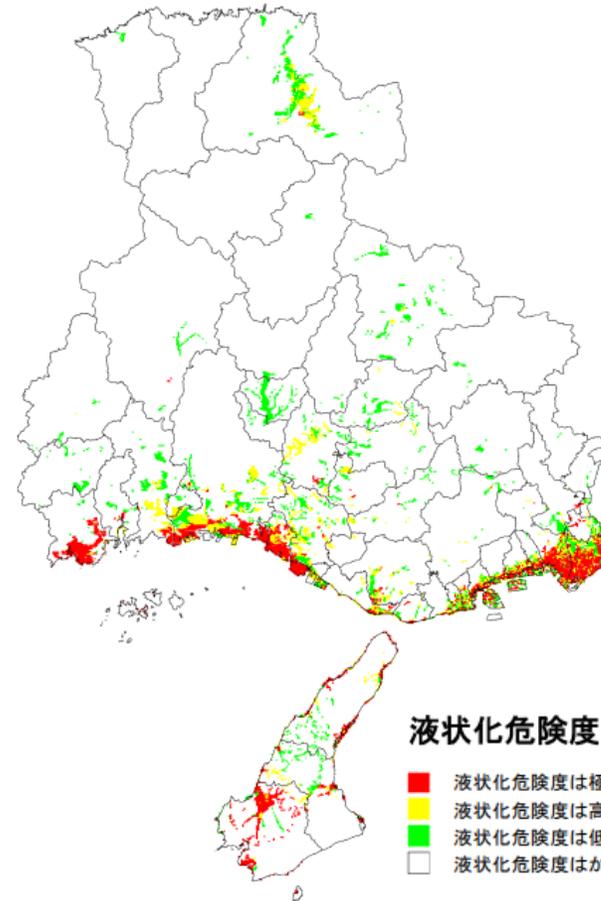
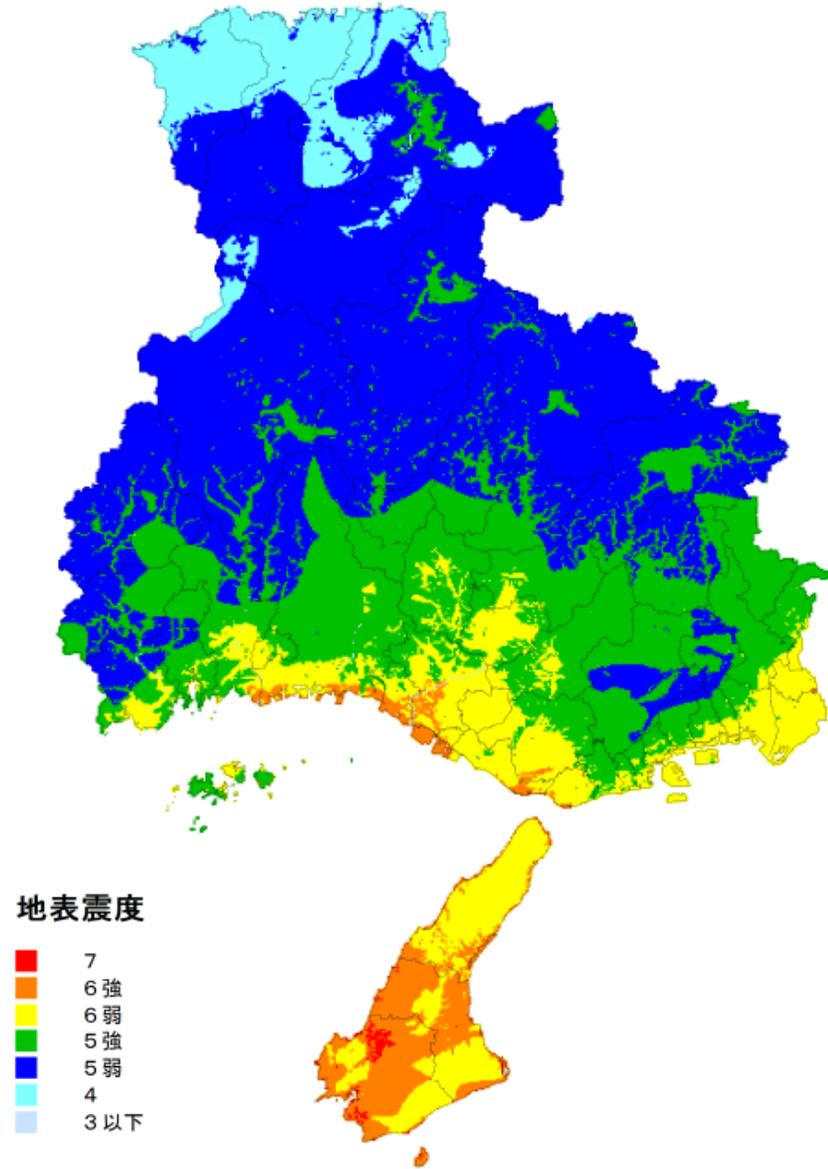
令和8年3月改定案

目次

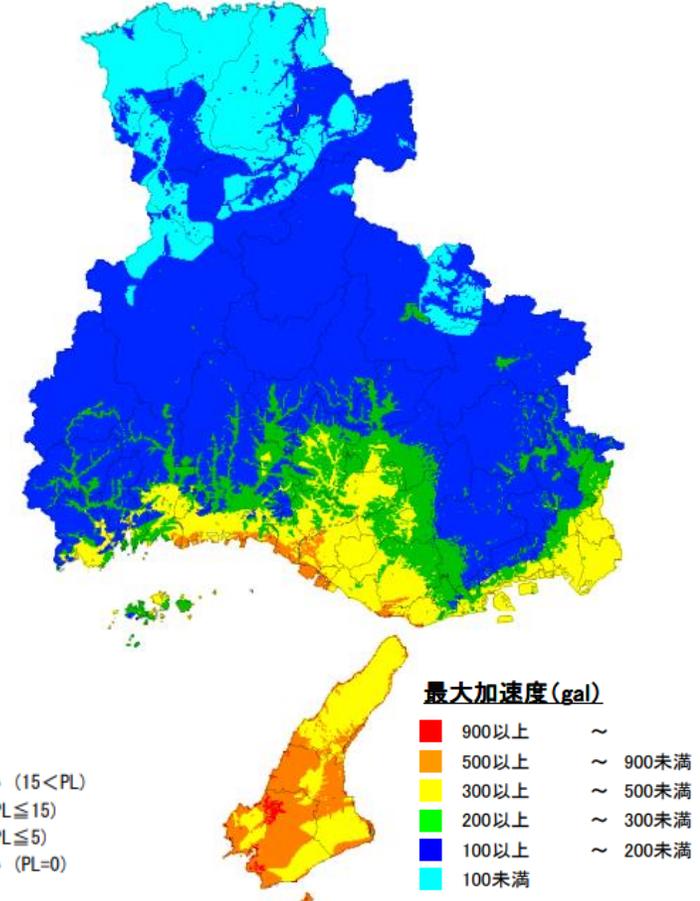
1	地震動予測結果による震度分布図	2
2	耐震化率関係データ	5
	2-1 住宅	
	2-2 多数利用建築物	
3	評価指標等	7
	3-1 評価指標	
	3-2 プッシュ型意識啓発の推進に関するロードマップ（イメージ）	
	3-3 低コストな住宅耐震化フロー（イメージ）	
4	住宅耐震化に関するアンケート調査	10
5	主要事業の概要（令和7年度時点）	16
	5-1 住宅関係	
	5-2 多数利用建築物・その他関係	
6	用語集	19
7	耐震改修促進計画改定検討会の設置	22

1 地震動予測結果による震度分布図

南海トラフ地震



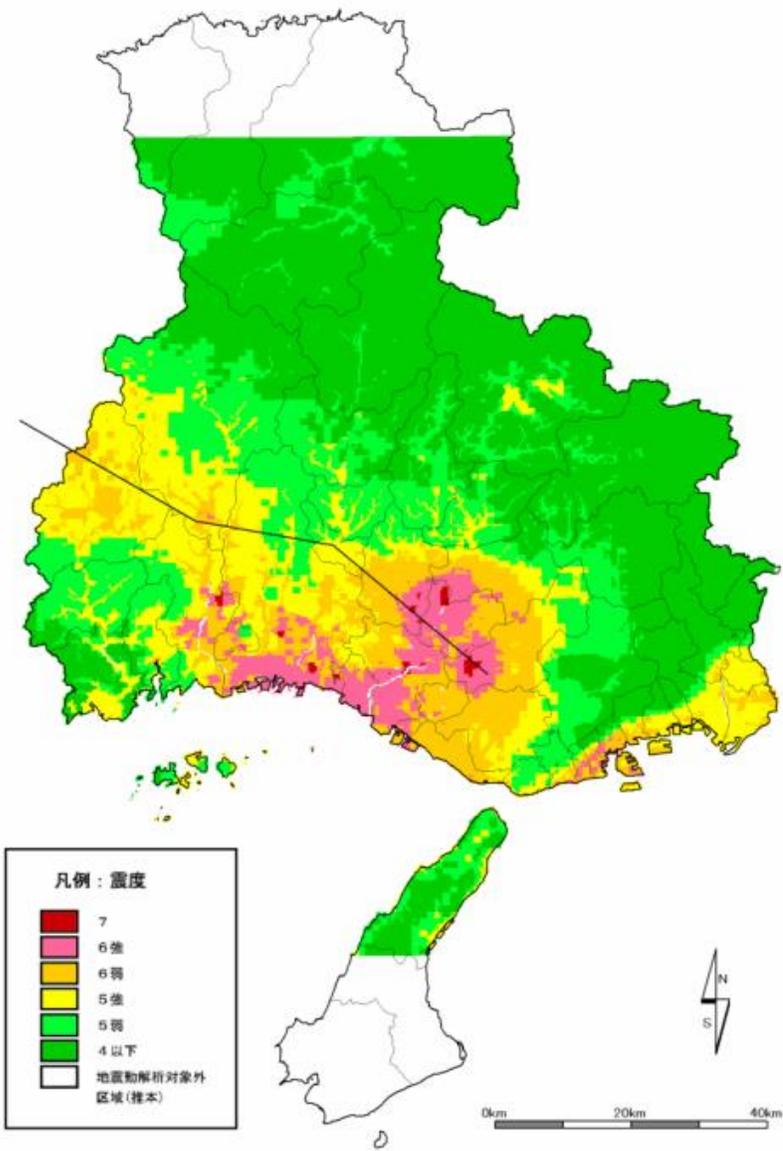
(参考)液状化危険度分布



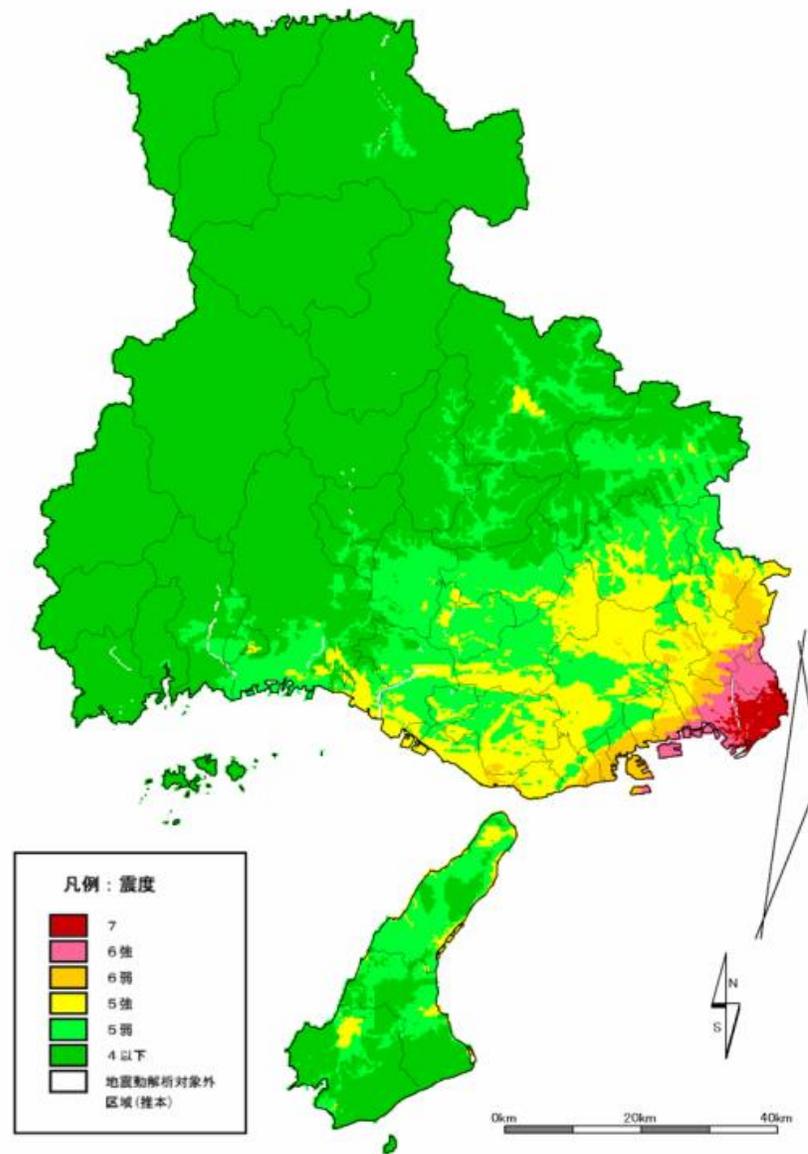
(参考)揺れの最大加速度PGA(gal)分布図

1 地震動予測結果による震度分布図

山崎断層帯地震

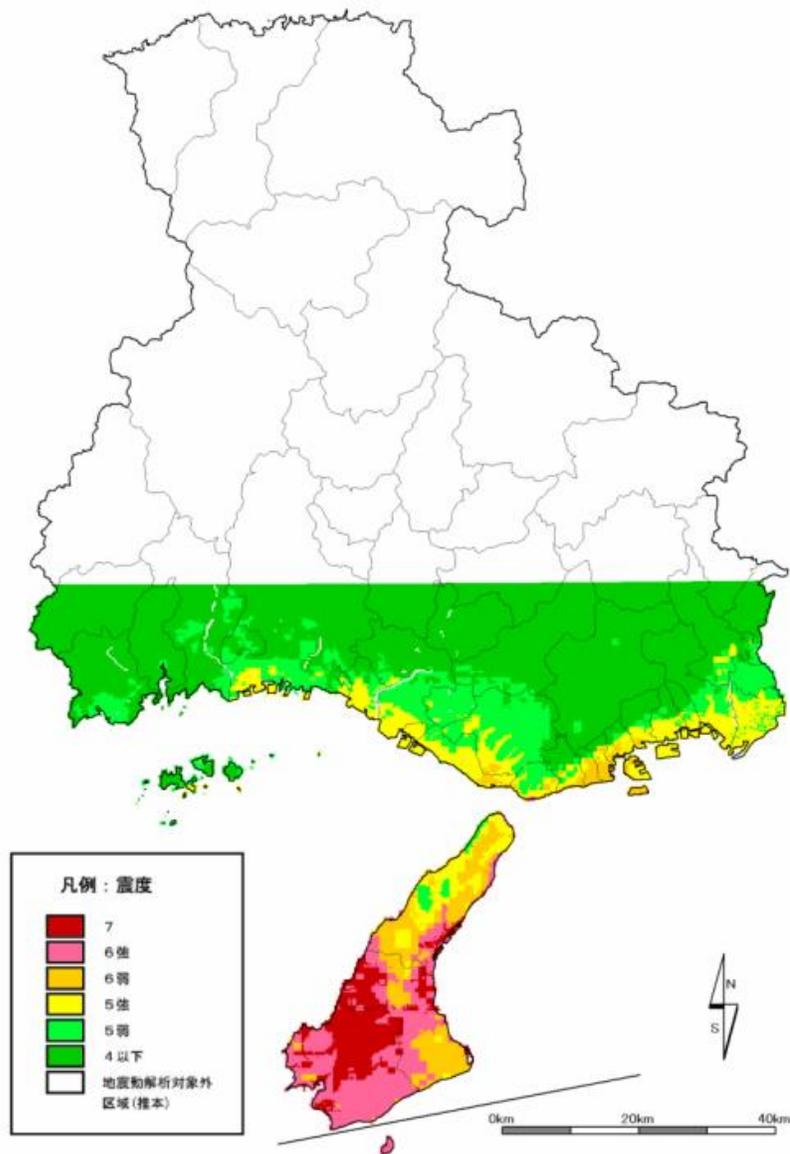


上町断層帯地震

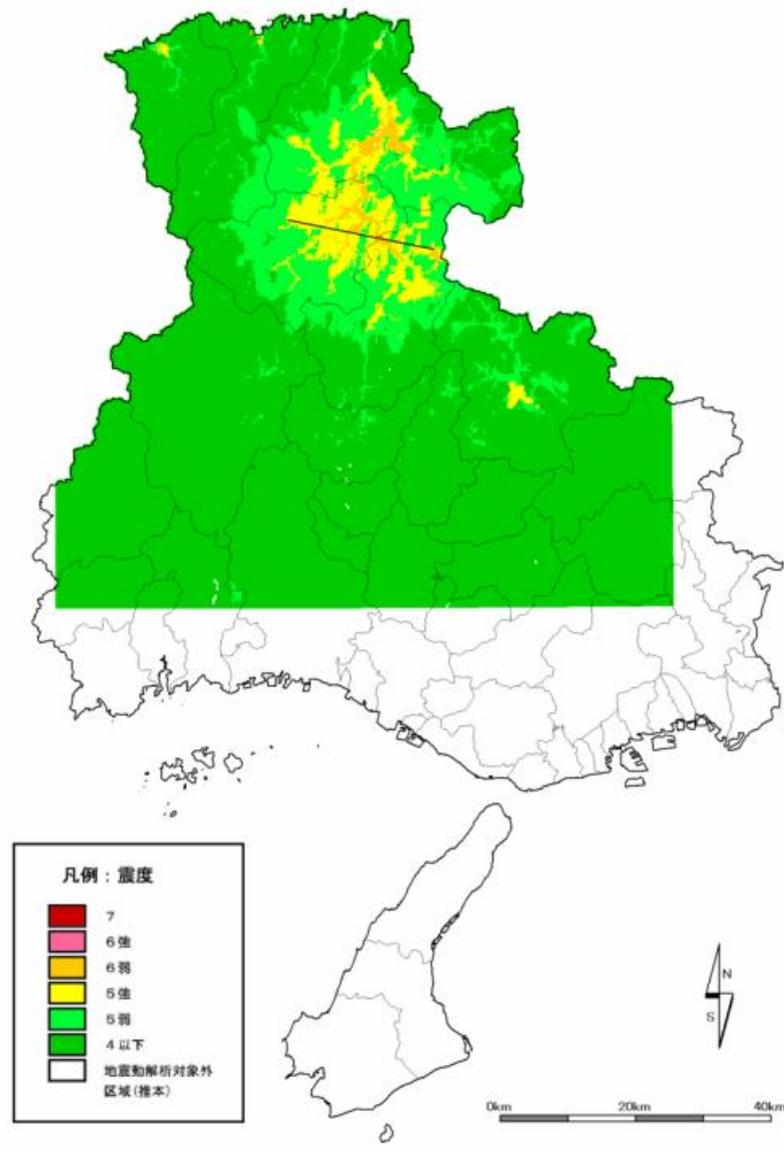


1 地震動予測結果による震度分布図

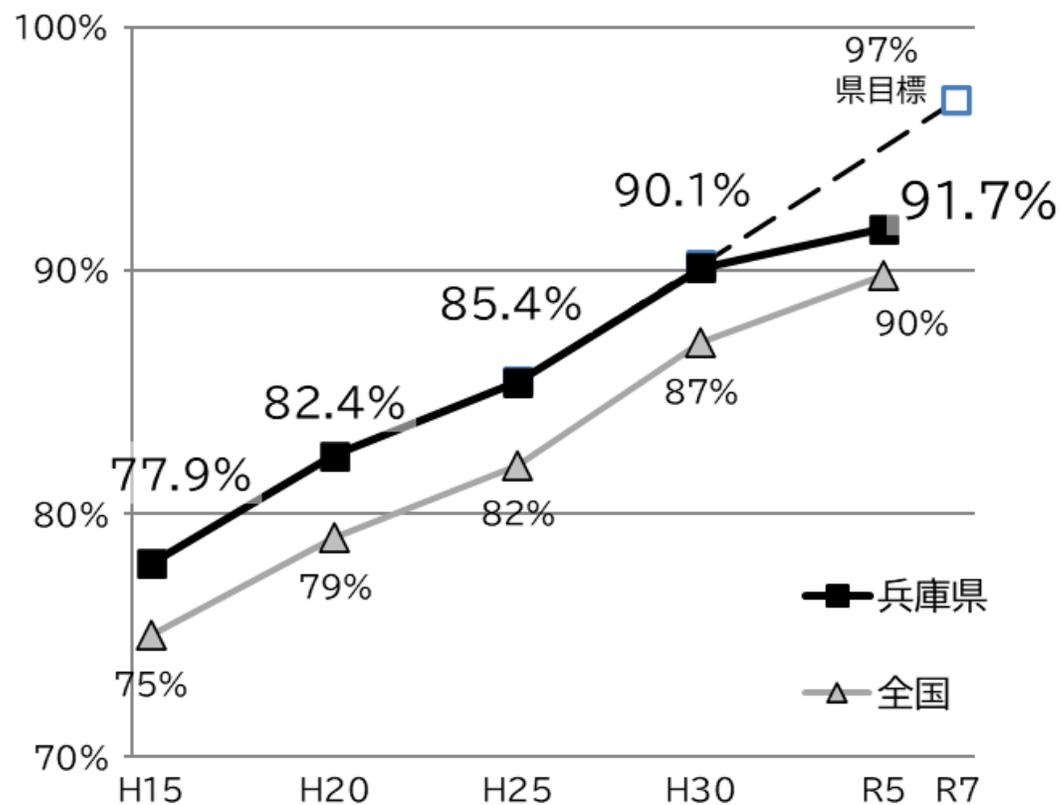
中央構造線断層帯地震



養父断層帯地震



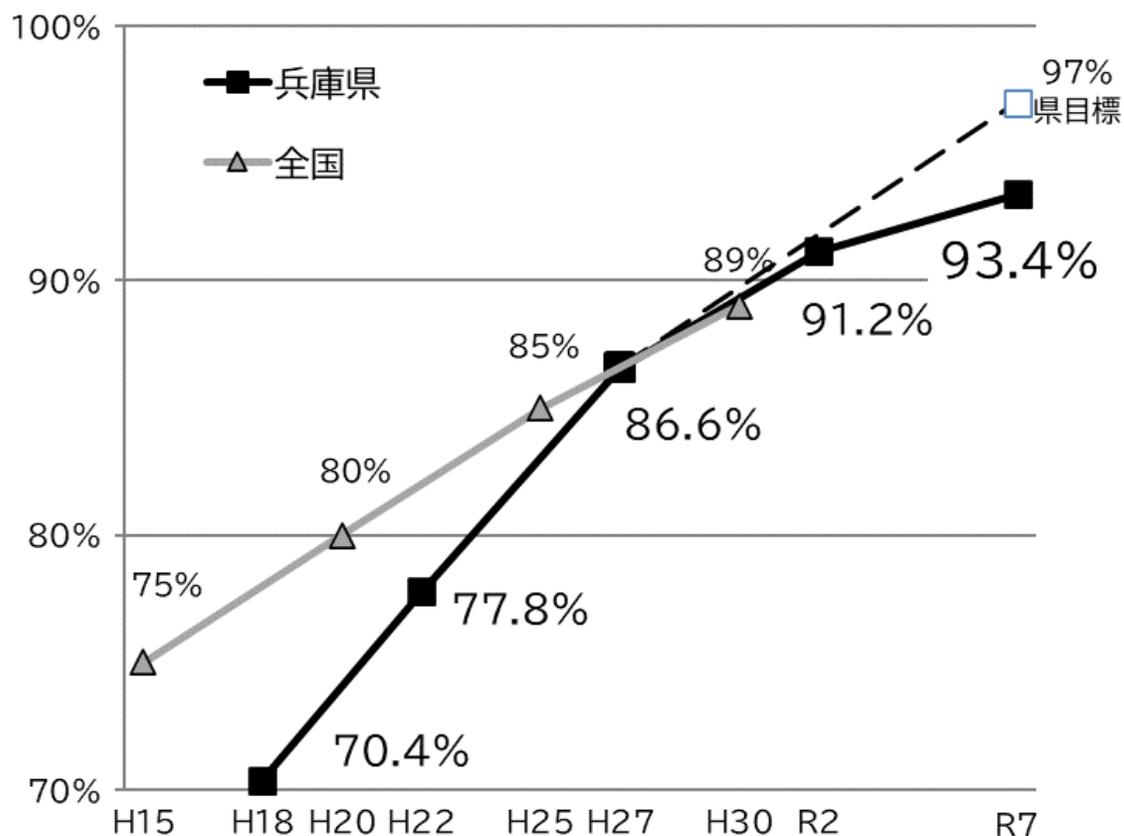
2-1 耐震化率関係データ(住宅)



兵庫県と全国の住宅耐震化率の比較
 (※ 住宅・土地統計調査による兵庫県推計値)

区 分		H25	H30	R5
耐震化率		85.4%	90.1%	91.7%
総戸数(人の居住する住宅)		2,368,300	2,308,700	2,397,400
計	S56.5以前	690,870	572,781	530,420
	耐震性なし	345,598	228,575	198,000
	(参考)耐震改修実施	40,474	51,341	61,659
木造戸建住宅	S56.5以前	394,190	328,236	293,372
	耐震性なし	290,307	176,677	154,410
	(参考)耐震改修実施	35,157	44,725	53,418
共同住宅 その他	S56.5以前	296,680	244,545	237,048
	耐震性なし	55,291	51,898	43,590
	(参考)耐震改修実施	5,317	6,616	8,242

2-2 耐震化率関係データ(多数利用建築物)



兵庫県と全国の多数利用建築物耐震化率の比較
(※各施設管理者アンケートより推計)

区分	H27			R2			R7			目標
	建築物総数	耐震性なし	耐震化率	建築物総数	耐震性なし	耐震化率	建築物総数	耐震性なし	耐震化率	
全体	25,797	3,466	86.6%	25,519	2,253	91.2%	26,644	1,757	93.4%	97%
公	7,817	891	88.6%	7,843	477	93.9%	7,720	240	96.9%	
民	17,980	2,575	85.7%	17,676	1,776	90.0%	18,924	1,517	92.0%	
学校等の建築物	13,105	1,806	86.2%	12,617	1,193	90.5%	13,306	937	93.0%	
①～③小計										
公	4,543	350	92.3%	4,465	123	97.2%	4,385	57	98.7%	
民	8,562	1,456	83.0%	8,152	1,070	86.9%	8,921	880	90.1%	
①学校	4,579	385	91.6%	4,359	152	96.5%	4,531	105	97.7%	100%
病院	3,217	168	94.8%	3,199	15	99.5%	3,229	4	99.9%	
福祉施設	1,362	217	84.1%	1,160	137	88.2%	1,302	101	92.2%	
②庁舎	514	51	90.1%	431	38	91.2%	372	14	96.2%	100%
③その他	8,012	1,370	82.9%	7,827	1,003	87.2%	8,403	818	90.3%	95%
公	812	131	83.9%	835	70	91.6%	784	39	95.0%	
民	7,200	1,239	82.8%	6,992	933	86.7%	7,619	779	89.8%	
賃貸住宅	12,692	1,660	86.9%	12,902	1,060	91.8%	13,338	820	93.9%	97%
公	3,274	541	83.5%	3,378	354	89.5%	3,335	183	94.5%	
民	9,418	1,119	88.1%	9,524	706	92.6%	10,003	637	93.6%	

3-1 評価指標

【設定方針】 施策の進捗状況を定量的に評価するため、施策の区分ごとに指標を設定

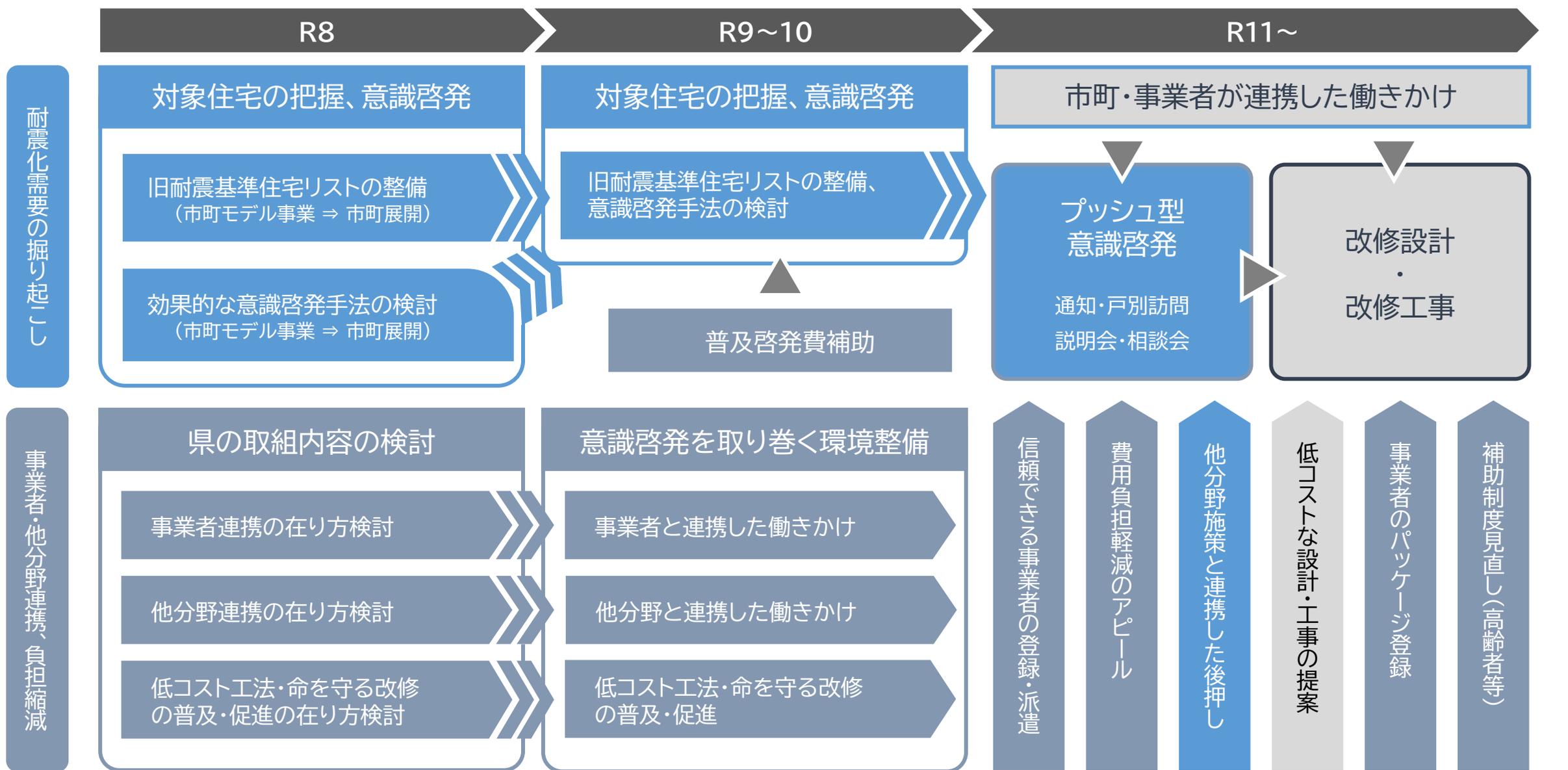
住宅に関する指標

1 普及啓発	
旧耐震基準住宅リストの整備率	R12に過半の市町、R17に全ての市町で整備
居住者等を対象とした説明会・相談会の実施市町数	R12に過半の市町、R17に全ての市町で実施
2 住宅の耐震化促進支援策	
簡易耐震診断推進事業の実施戸数	3,000戸 / 年
ひょうご住まいの耐震化促進事業における改修工事費補助等の実施戸数	500戸 / 年
3 環境整備	
耐震リフォーム達人塾の受講者数	50者以上 / 年
低コスト耐震化推進リーダー事業者数	地域(県民局・県民センター管内)ごとに2者以上 (R12)

多数利用建築物に関する指標

1 多数利用建築物の耐震化促進支援策	
大規模多数利用建築物等耐震化助成事業における改修工事費の補助棟数	20棟 (R17)
中・小規模多数利用建築物耐震化助成事業における耐震診断の補助棟数	100棟 (R17)
2 意識啓発・環境整備	
全所有者へのアプローチ回数	1回以上 / 年

3-2 プッシュ型意識啓発の推進に関するロードマップ(イメージ)



【凡例】 ■ : 主に県の役割 ■ : 主に市町の役割 ■ : 主に事業者の役割

3-3 低コストな住宅耐震化フロー(イメージ)

“耐震化推進の牽引役”

 県

- ・市町が行う意識啓発活動、補助事業等の取組を財政的、制度的に支援

“住民支援の中核”

 市町

- ・旧耐震基準住宅の実態を把握
- ・意識啓発活動、補助事業等の取組を主体的に実施

“安心をつくる耐震化の主役”

 事業者

- ・居住者等への働きかけを主体的に実施
- ・住民の情報不足、申請手をサポート
- ・所有者の希望に沿った改修の企画・提案


 県

耐震化フロー



リスト整備に対する財政支援等 → 旧耐震基準住宅リストの整備

意識啓発に対する財政支援、効果的な実施手法の検討等 → リストの活用、事業者・他分野と連携した意識啓発

説明会等への専門家派遣 → 説明会・相談会の開催

説明会等の機会を捉えた簡易耐震診断実施の働きかけ

審査基準・手続等の見直し(精密診断、低コスト工法の推奨)

補助制度の見直し、手続の簡素化(所有者負担の軽減等)

市町と連携した意識啓発活動

専門家として説明会へ参画

診断結果等の詳細な説明

低コスト工法を用いた改修設計

低コスト改修、命を守る改修の施工

4 住宅耐震化に関するアンケート調査

1 調査方法

- ・ 県民：ポスティング又は郵送による配布及び回答(オンライン回答併用)
- ・ 事業者：メール照会及びオンライン回答

2 調査時期

- ・ 令和7年7月末から8月中旬(約2週間)

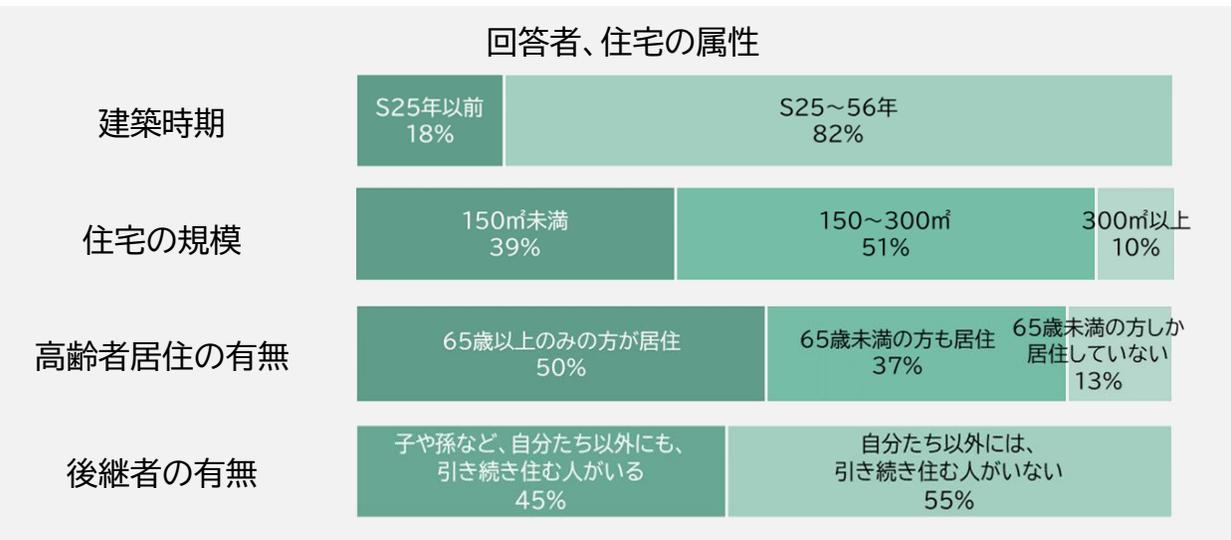
3 調査概要

対象	対象詳細	ポイント	調査方法	調査概数	回収件数	回収率	主な内容
県民	2-1 基準旧耐震住宅に 居住する高齢者等	住宅を耐震化していない高齢者等の現状、耐震化に対する意識、今後の対応方針などを把握	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者が居住が見込まれる旧耐震住宅にポスティング・ 回答方法：郵送又はオンライン	約1,300	305	約23%	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅や居住者の属性・ 現状の課題認識・ 今後の住まい方・ 補助制度等の認知状況
	2-2 簡易耐震診断実施 済みかつ耐震改修 工事等未実施の方	居住者の現状、耐震化に対する意識、耐震改修を実施しない(する)理由など、耐震改修の実施に至る意思決定のポイントを把握し、「最後の一押し」の方策を探る	<ul style="list-style-type: none">・ R4年度までに簡易耐震診断補助を受けた方で、その後計画策定や耐震改修工事費補助を受けてない方に郵送・ 回答方法：郵送又はオンライン	約300	97	約32%	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅や居住者の属性・ 現状の課題認識・ 今後の住まい方・ 補助制度等の認知状況・ 補助を受けずに実施した改修工事等の有無
事業者	2-3 簡易耐震診断員 (改修業者含む)	耐震診断や耐震改修を請負う事業者の立場から、耐震化が進む理由、進まない理由等を把握	<ul style="list-style-type: none">・ メール照会・ 回答方法：オンライン	約300	70	約23%	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者の属性、請負エリア等・ 改修工事を実施する(しない)理由・ 改修工事実施のきっかけ(他リフォーム等)・ 補助制度の課題・ 事業者向けに必要な行政からの支援や施策

4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

旧耐震基準住宅の居住者 (ランダム)

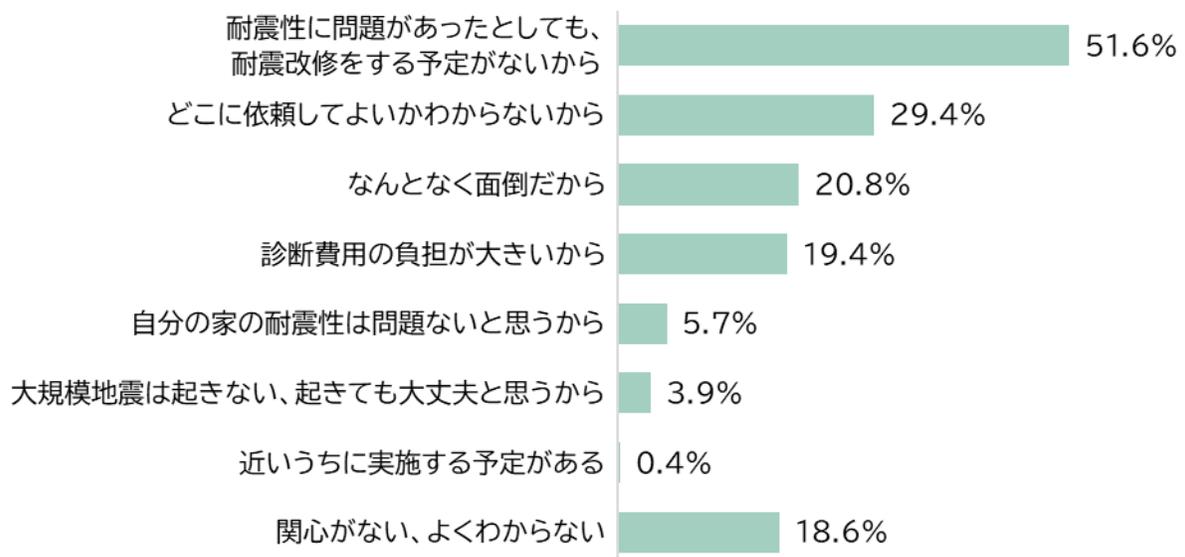
- 旧耐震基準住宅の居住者は、大規模地震に対して倒壊する危険性があることを認知しているが、耐震診断を実施していない方が多い
- また、耐震診断未実施者は、市町が補助制度設けていることを知らない方が多い(65%)
- 耐震診断を受けたことがない理由は「改修する予定がない」に次いで「どこに依頼したらよいか分からない」が多く、事業者の情報が不足している



Q (耐震診断を受けたことがない又は分からない方に対して)
お住まいの市町が、耐震診断や耐震改修工事に補助制度を設けていることをご存知ですか



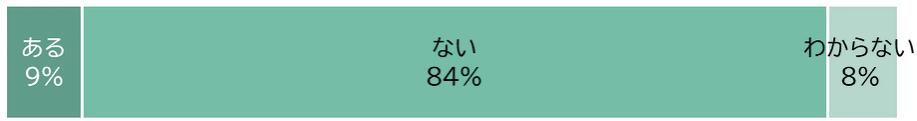
Q (耐震診断を受けたことがない又は分からない方に対して)
耐震診断を受けたことがない理由は何ですか



Q S56年以前に建てられた住宅の多くが、大規模地震の際に倒壊する危険性があることをご存じですか



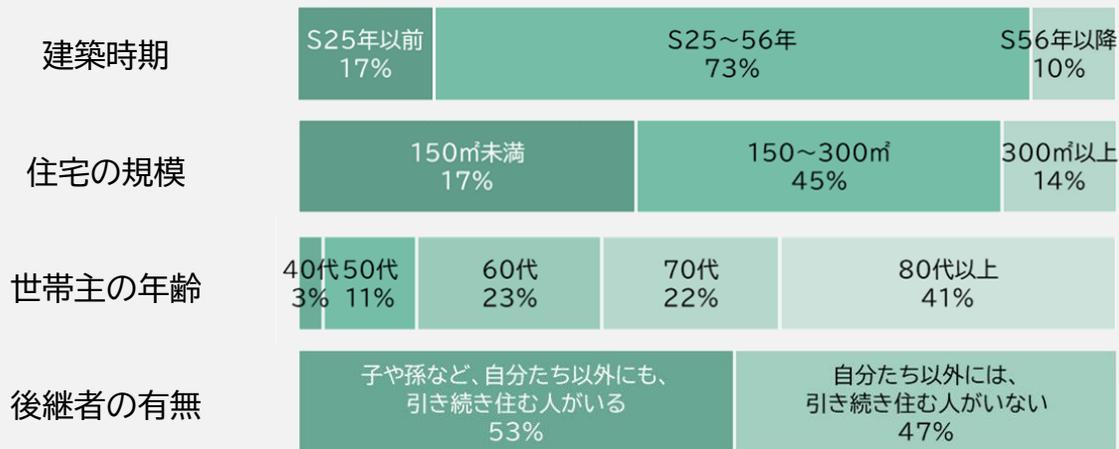
Q あなたのお住まいについて、耐震診断を受けたことがありますか



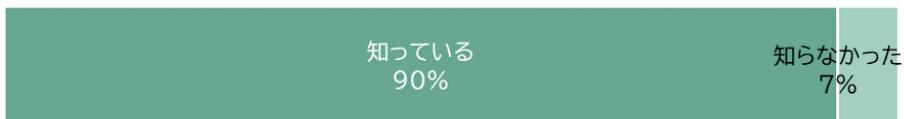
4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

- 耐震診断で倒壊の危険があるとされた居住者は、その結果を不安に思っているにも関わらず、耐震改修を実施していない人が多い
- 診断受診済の県民で、補助金なしで改修した人は、①手続等が大変、②要件に合わなかった等を理由として挙げている
- 耐震改修しない理由は、①費用負担が厳しい、②高齢のため長くは使えない、③耐震改修以外のリフォーム費用が必要などの回答が多かった

回答者、住宅の属性



Q (70代以上の高齢者世帯に対して) S56年以前に建てられた住宅の多くが、大規模地震の際に倒壊する危険性があることをご存知ですか



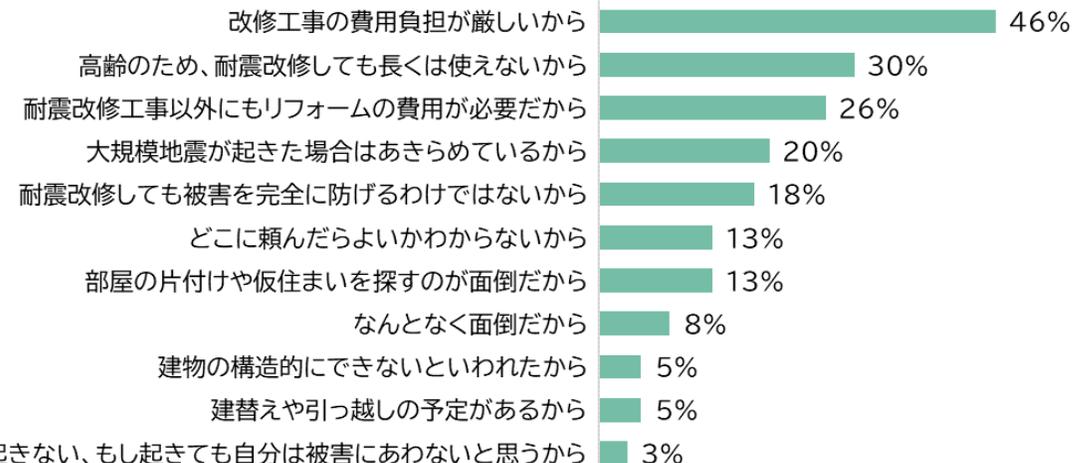
Q (診断結果が1.0未満だった方に対して) 耐震診断の結果をどのように感じていますか



Q (補助金をもらわずに耐震改修や建替えを実施した方に対して) 耐震改修や建替えで補助金をもらわなかった理由は何ですか



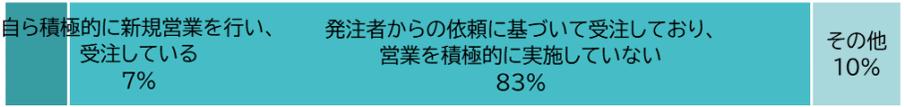
Q (耐震改修を実施していない70代以上の高齢者世帯に対して) 耐震改修工事を行わないのはなぜですか



4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

- 事業者は、耐震化工事に関して、発注者からの依頼に基づく受注が多く、自ら積極的に営業活動を行っているのはかなり少ない
- 耐震化が進まないケースとしては、診断は実施するが、設計や工事に至らないことが多く、改修工事の費用負担がネックとなっている
- 耐震化が完了まで進んだケースとしては、所有者の危機意識や改修にかかる費用負担がポイント

Q 耐震化に関する業務の営業形態について、最も近いものをお選びください



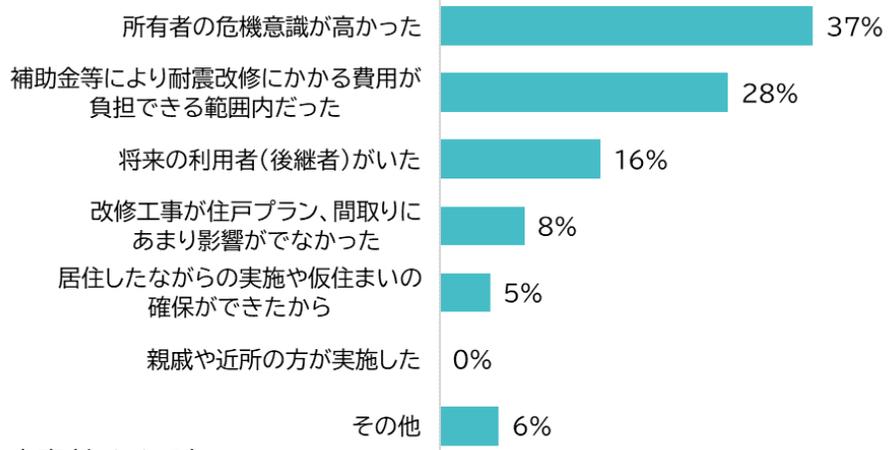
- その他の内容(主なもの)
- ・ 簡易耐震診断からの継続受注
 - ・ 営業活動自体を実施していない

Q 耐震化が進まないケースにおいて多いと感じるのは



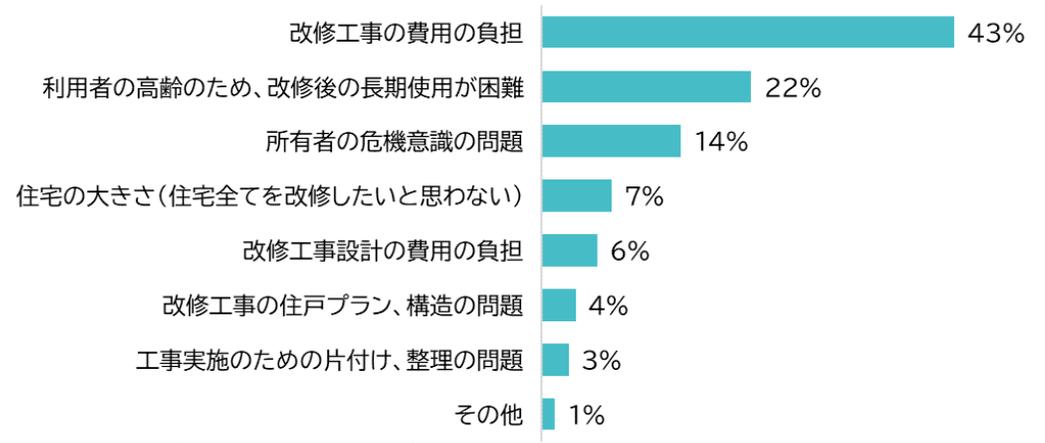
- その他の内容(主なもの)
- ・ 補助金がすぐに終了するため、年度を跨ぎになりすぎる先延ばしになる
 - ・ 高齢化による諦め

Q 耐震化が完了まで進んだ大きな理由はどれですか(2つ)



- その他の内容(主なもの)
- ・ 若年ほど耐震化した建物の利用期間が長くコストに見合うメリットを感じると思われる
 - ・ リフォームも含めた全体のプレゼンが気に入り、全体金額も納得してもらった場合

Q 耐震化が進まないケースにおいて、進まない理由はどれだと思いますか(2つ)



- その他の内容(主なもの)
- ・ 費用面の問題で結局は耐震レベルを把握しながら住み続ける方が多い
 - ・ 他制度の要件における診断実施でそもそも耐震改修する気がない

4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

- 補助金を活用せず耐震改修工事を実施した理由として多かったのは、工事と申請のタイミングが不一致となるため
 - 診断、設計、工事と通常1年で終了するものが、予算や申請手続等により複数年に渡るため、活用を断念することが多い
- 事業者は、耐震改修以外のリフォーム工事の検討の中で耐震化の必要性等を説明するが、耐震改修工事実施につながる事が少ない

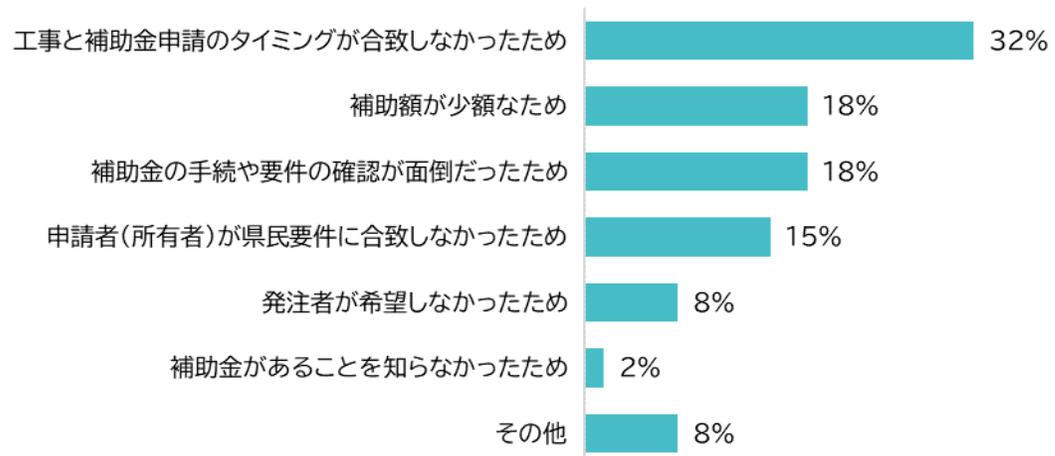
Q 補助制度を活用せずに耐震改修工事を請け負ったことがありますか



Q 耐震改修以外のリフォーム工事の検討の中で耐震化の必要性等を説明されますか



Q 補助制度を活用せずに耐震改修工事を実施した理由は何ですか(全て)



その他の内容(主なもの)

- 耐震評点未満の耐震工事だったため(荷重軽減や四隅の耐震壁化等の一部補強)
- 多積雪地域での1.0基準合わせが難しい

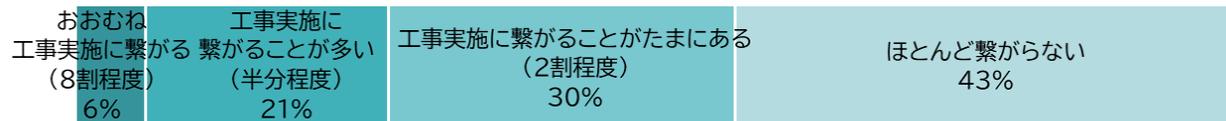
場合により説明する場合その内容(主なもの)

- 耐震性に特に問題がある場合
- 将来的に住み続ける又は引き継ぐ世代がいる場合
- 依頼主が予算的に大がかりな工事を想定している場合

説明しない場合その理由(主なもの)

- 依頼主の費用負担が増えるため

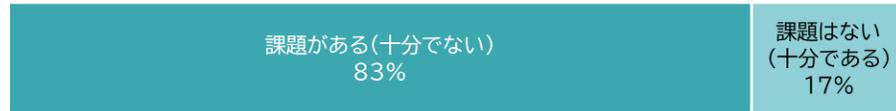
Q 耐震改修以外のリフォーム工事の検討の中で耐震診断や改修工事の必要性等を説明されたことで、耐震改修工事(評点1.0以上への改修)の実施につながったことがありますか



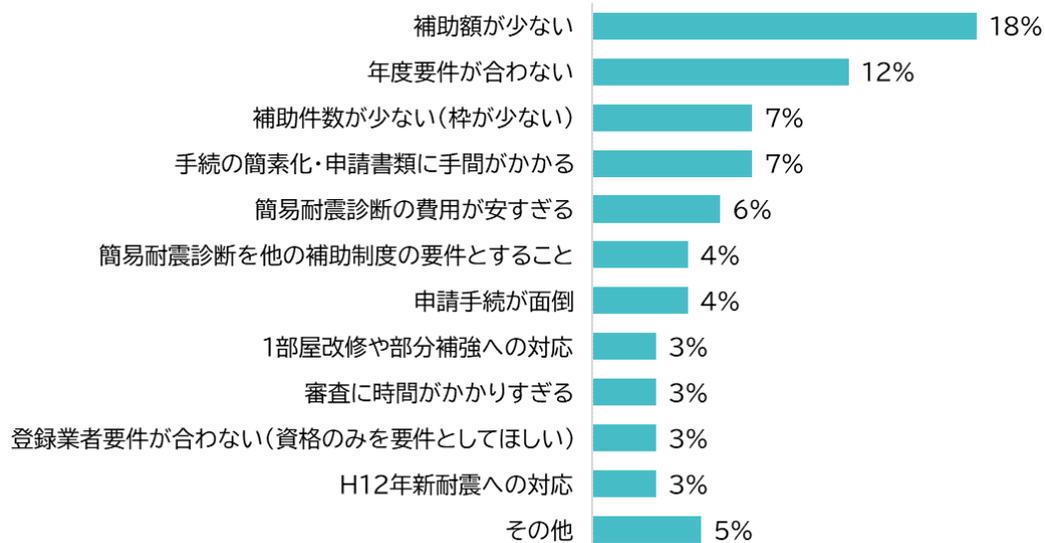
4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

- 事業者の8割が制度上の課題があると考えており、「補助額が少ない」を筆頭に、「年度ごとに完了する必要がある」、「補助枠が少ない」、「手続きが煩雑」であることなどが挙げられている
- 今後耐震化を促進するためには、補助事業の継続と合わせて、予算枠の拡充や申請手続等の簡素化、普及啓発活動が重要

Q 現在の補助制度の内容(手続や制度面)について課題があると感じますか



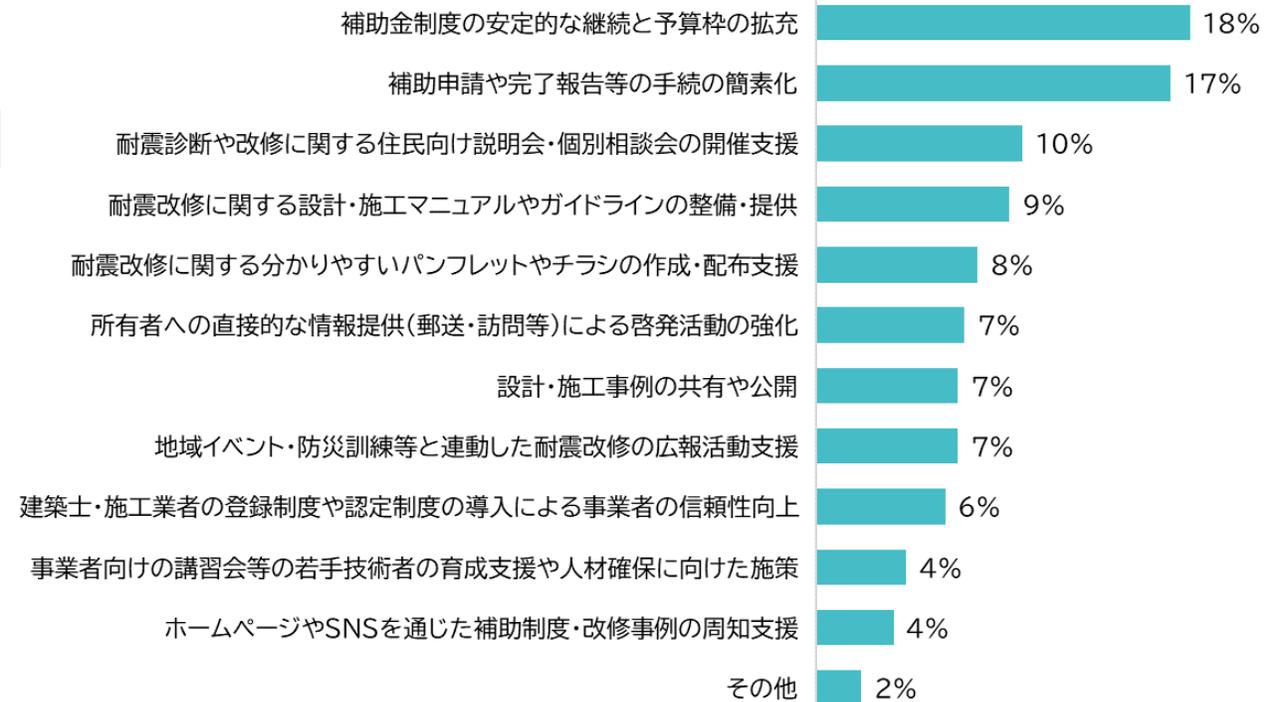
Q (課題がある場合)具体的な課題の内容を教えてください(自由記述)



その他の内容(主なもの)

- ・ 所有者要件、県民要件が合わない
- ・ 自治体の対応状況に差がある
- ・ 地方部の住宅は規模が大きく補強箇所も多いため自己負担が大きい
- ・ 業者が使用する機材等(鉄筋センサー)へのサポート

Q 今後、耐震化を促進するための行政からの支援や施策で必要なものはどれですか(5つまで)



その他の内容(主なもの)

- ・ 高齢者にはHPやSNSが届かないので、高知県のように自治会と連携して個別訪問するなど、面倒でも信頼感を感じてもらえる啓発が必要
- ・ 断熱改修とセットで実施する制度
- ・ 改修現場見学会

5 主要事業の概要(令和7年度時点) - 住宅関係 -

① 簡易耐震診断推進事業

旧耐震基準住宅の所有者の求めに応じて、市町が専門家を派遣して調査・診断を行い、その結果を所有者に報告する事業に要する費用の一部を補助

【補助基本額等】戸建住宅 31.5又は63.5千円、共同住宅 63.5～321千円/棟
【負担割合】申請者負担1割、残りを国1/2、県1/4、市町1/4

② ひょうご住まいの耐震化促進事業

ア 住宅耐震改修計画策定費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修計画の策定(補強設計及び工事見積書の作成)とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:2/3(限度額20万円)
その他共同住宅:2/3(限度額12万円/戸)
マンション:2/3 ※ m²単価の範囲内
【負担割合】戸建住宅・その他共同住宅:県1/2、市町1/2
マンション:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、
県11.25%、市11.25%

イ 住宅耐震改修工事費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額100万円)
その他共同住宅:4/5(限度額40万円/戸)
マンション:1/2(限度額25,100円/m²) ※ 絶対限度額あり
【負担割合】戸建住宅・その他共同住宅:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、
県11.25%、市町11.25%
マンション:国51.66%(特別交付税相当額18.33%含む)、
県24.17%、市町24.17%

ウ 簡易耐震改修工事費補助

評点0.7未満の旧耐震基準住宅の耐震診断、改修計画、改修工事に要する費用の一部を補助(評点が0.7以上1.0未満となる工事)

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額50万円)
その他共同住宅:4/5(限度額20万円/戸)
マンション:1/2(限度額12,550円/m²) ※ 絶対限度額あり
【負担割合】国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、
県11.25%、市町11.25%

エ シェルター型工事費補助

旧耐震基準住宅について、家屋が倒壊しても一定の空間を確保できる耐震シェルターの設置に要する費用の一部を補助

【補助額等】一般:定額50万円
高齢者世帯:定額75万円(神戸・阪神間を除く地域:定額100万円)
【負担割合】国1/2、県1/4、市町1/4

オ 屋根軽量化工事費補助

旧耐震基準住宅(評点0.4以上1.0未満)について、屋根を軽量化する工事に要する費用の一部を補助(評点0.7相当になる屋根軽量化工事も対象)

【補助率等】戸建住宅:定額50万円
その他共同住宅:1/2(限度額20万円/戸)
マンション:1/2(限度額12,550円/m²) ※ 絶対限度額あり
【負担割合】国1/2、県1/4、市町1/4

5 主要事業の概要(令和7年度時点) - 住宅関係 -

カ 建替工事費補助

旧耐震基準住宅の建替工事に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額100万円)
その他共同住宅:4/5(限度額40万円/戸)
マンション:1/2(限度額25,100円/㎡) ※絶対限度額あり

【負担割合】戸建住宅等:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)
県11.25%、市町11.25%
マンション:国51.66%(特別交付税相当額18.33%含む)
県24.17%、市町24.17%

キ 意識啓発補助

市町が行う住宅の耐震化に資する意識啓発活動に要する経費の一部を補助

【補助対象限度額】100万円/市町

【負担割合】国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、県11.25%、市町11.25%

③ 防災ベッド等設置助成事業

旧耐震基準住宅内への防災ベッド等の設置に要する費用の一部を補助

【補助額等】定額10万円

【負担割合】国1/2、県1/4、市町1/4

④ 多数利用建築物等耐震化助成事業

ア 大規模多数利用建築物耐震化助成事業

法により耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】㎡単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内

【負担割合】補強設計:国4/9、県1/9、市町1/9、所有者1/3
改修工事:国1/3、県5.75%、市町5.75%、所有者55.2%

イ 大規模避難施設耐震化助成事業

大規模多数利用建築物のうち避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したものの耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】㎡単価の範囲内

【負担割合】補強設計:国1/2、県1/6、市町1/6、所有者1/3
改修工事:国6/15、県1/6、市町1/6、所有者4/15

ウ 中規模・小規模多数利用建築物耐震診断助成事業

中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】㎡単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内

【負担割合】国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3

エ 中規模避難施設耐震化助成事業

中規模多数利用建築物のうち避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したものの耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】㎡単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内

【負担割合】国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3

5 主要事業の概要(令和7年度時点) - 住宅関係 -

⑤ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業

大規模災害時の緊急物資の輸送・避難路の確保を図るため、緊急輸送 道路沿道の民間建築物の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】 m²単価の範囲内かつ絶対限度額以内
【負担割合】 国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3

⑥ 住宅・建築物土砂災害対策支援事業

土砂災害特別警戒区域内等の住宅の防護壁等整備・移転又は建築物(ホテル・旅館)の防護壁等整備に要する費用の一部を補助

【補助率等】 防護壁等整備支援:1/2
(限度額:住宅750千円(地形等により必要と認める場合は1,500千円)
ホテル・旅館4,500千円)
移転支援(除却):10/10
(限度額:①除却に要する費用:m²上限額
②その他除却等に要する費用(動産移転費等):975千円/戸)
移転支援(建設・購入):10/10 (限度額6,210千円)
【負担割合】 国1/2、県1/4、市町1/4 (地方単独上乗せ補助分:県1/2、市町1/2)

⑦ 私立学校施設の耐震化

旧耐震基準の私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】 耐震改修:400万円以上 耐震改築:下限・上限なし
【負担割合】 Is値0.3未満 国1/2、県1/6、学校法人1/3
Is値0.3以上 国1/3、県1/6、学校法人1/2

⑧ 医療施設の耐震化

医療施設の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額(主なもの)】 Is値0.4未満 2,300m²×399,800円
Is値0.4以上 2,300m²×84,100円
【負担割合】 国1/2、事業者1/2

⑨ 社会福祉施設等の耐震化

旧耐震基準の社会福祉施設又は児童福祉施設等の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】 用途や整備内容による補助単価の範囲内
【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4 等

⑩ 高齢者福祉施設等の耐震化

地震防災対策上倒壊等の危険性のある高齢者福祉施設(政令・中核市を除く定員30人以上の特別養護老人ホーム等)の耐震化に要する費用の一部を補助(別途介護施設等の創設等の要件あり)

【補助額等】 定額(1,400千円×利用定員)

6 用語集

【あ行】

● 命を守る改修

多額の費用を要することを理由に、耐震改修工事の実施を躊躇する居住者等への対応として、居住者の命を守るために、必要最低限で耐震改修をすること。目標とする評点を0.7とする改修や、建築物の一部だけを強固にする方法等がある。耐震改修工事に係る補助事業のうち、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事、シェルター型工事のメニューが該当する。

● 一般診断法

耐震改修等の必要性を判定することを目的に、原則として、内装材や外装材を剥がさずに調査する方法。必ずしも改修を前提としない診断方法のこと。

【か行】

● 簡易診断法

一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」に基づく診断方法。簡単な非破壊調査(図面、計測、目視、聞き取りなど)を行い、地盤、基礎、建物形状、老朽化、柱や壁の耐震要素の量や配置等の少ない情報をもとに耐震性に対する評点を求め、安全性を判断する診断方法のこと。

● 簡易耐震改修工事

兵庫県の補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における、補助対象として定められている改修工事の一つ。耐震診断の結果、評点が0.7未満であった住宅を、評点が0.7以上1.0未満となるように改修する工事のこと。

● 簡易耐震診断推進事業

建物の地震に対する強さを簡易な方法で計算するもので、図面を参考に現場調査を行い、建物が建っている地盤の状況や基礎、壁の量や配置、建物の老朽度などを調査する。一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、簡易耐震診断員としての認定を受け実施する。

● 旧耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は1981年(昭和56年)の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

● 緊急輸送道路

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」という。)第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路のこと。

● 草の根意識啓発

出前講座や相談会、ポスティングや個別訪問等、住まい手に確かに伝わる働きかけによる住宅耐震に関する意識啓発活動のこと。プッシュ型意識啓発のこと。

● 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐促法)

平成7年10月27日公布、同年12月27日施行。阪神・淡路大震災の教訓から、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定された。

【さ行】

● 指示対象路線

耐促法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路。所管行政庁は、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、対象となる沿道の建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

● 事業者

建築士事務所や施工業者など住宅や建築物の耐震化について専門知識を有する企業、団体等のこと。

● 住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

● 所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

6 用語集

● 精密診断法

改修の必要性が高いものについて、部材やそれらの接合部等に関するより詳細な情報に基づき、改修の必要性の最終的な判断を行うことを目的とした診断方法のこと。

【た行】

● 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

● 耐震改修促進計画

都道府県は、国の基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

● 耐震シェルター

家屋が倒壊しても一定の空間を確保できるシェルターのこと。耐震シェルターを設置した部屋は倒壊せず命を守ることができる可能性が高い。

● 耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。耐震診断法として、簡易診断法、一般診断法、精密診断法がある。

● 耐震性能検証法

新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法のこと。「平成28年（2016年）熊本地震」において、2000年5月31日以前に新耐震基準に基づいて建築された住宅の接合部等の状況確認が推奨されたことを受け、効率的な耐震診断方法の検討が求められた。

● 代理受領制度

申請者からの委任で事業者（耐震改修計画策定や耐震改修工事等を行う業者）が申請者の代わりに補助金を受領する制度のこと。申請者は、工事代金と補助金との差額のみを事業者を支払うことになり、当初の費用負担が軽減される。

● 多数利用建築物

耐促法第14条第1号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

<多数利用建築物の用途・規模>

（用途）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

（規模）大規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数3以上かつ5,000㎡以上

中規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数3以上かつ2,000㎡以上

小規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数3以上かつ1,000㎡以上

● 中規模避難施設

中規模多数利用建築物のうち、被災後の避難生活者を受け入れることができるホテル・旅館等（宿泊機能及び食事提供機能を持ち、避難者等の長期間の滞在が可能なものに限る。）であって、災害時に避難所として活用することについて、県又は市町と協定を締結している又は締結する見込みであるものこと。

● 超高層建築物等

高さが60mを超える建築物及び地階を除く階数が3を超える免震建築物のこと。これらの建築物は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されている。

● 長周期地震動

ゆっくりとした揺れが非常に長く続く特色がある、揺れの周期が長い（2,3～20秒）波を多く含む地震動のこと。超高層建築物の有する固有の振動数と一致すると大きな振動が発生する。

● 低コスト工法

既存住宅を耐震改修する際の専用の工事工法のこと。工法は、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の専門委員会によって評価されている。一般工法は、新築時の耐震性能確保と同様の工法であり、高価な改修工事となる場合が多い。

● 特定行政庁

建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

【な行】

● 内陸活断層地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震のこと。

● 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約770キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深6,000メートル以上に達する海溝と区別される。

【は行】

● 被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定する制度のこと。

● 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

災害後の速やかな住宅再建を支援するため、住宅所有者が平時から負担金を持ち寄って備えることで、自然災害で被害を受けた住宅を再建する際に給付を受けられる「助け合い」の制度のこと。

● 兵庫県地域防災計画

昭和38年作成。災害対策基本法に基づき、地震や風水害等の災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画のこと。

● 評点

耐震診断に基づく、建物の耐震性を示す数値のこと。一般診断法に準じた方法による評点は、上部構造評点(各階・各方向(X・Y方向)において、必要な耐力に占める実際に保有している耐力の割合に相当する値)に、劣化度による係数を乗じて算出する。評点1.0は、現行の建築基準法で定められている耐震基準を表している。評点が1.0を超える場合は耐震基準を上回り、1.0より小さい場合は耐震基準を下回り安全性が低いとされる。

● 部分型改修工事

多額の費用を要することを理由に、耐震改修工事の実施を躊躇する居住者等への対応として、居住者の命を守るために、必要最低限で耐震改修をする補助メニューのこと。耐震改修工事に係る補助事業のうち、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事、シェルター型工事のメニューが該当する。

● プッシュ型意識啓発

出前講座や相談会、ポスティングや個別訪問等、住まい手に確かに伝わる働きかけによる耐震に関する意識啓発活動のこと。第2期計画における草の根意識啓発のこと。

● 防災拠点建築物

耐促法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物のこと。大地震後に防災拠点として機能することが期待されている建築物。これまでの大地震において、倒壊・崩壊には至らなかったものの、構造躯体の部分的な損傷、非構造部材の落下等により機能継続できなかった事例が存在しているため、より耐震性の確保が求められている。

● 防災ベッド

就寝時に地震に見舞われたときに身を守ることができる装置として開発されたベッドのこと。安価で設置に時間がかからないことが特徴。

【や行】

● 要安全確認計画記載建築物

法第7条に規定する、都道府県又は市町が指定する旧耐震基準で建築された通行障害建築物(地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物)、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された防災拠点建築物のこと。

● 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物のこと。不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵所等が該当する。

7 耐震改修促進計画改定検討会の設置

(1) 耐震改修促進計画改定検討会

計画の改定に当たり、専門的立場からの意見を反映させるため、学識経験者等で構成される「耐震改修促進計画改定検討会」を設置した。

<検討会委員一覧>

役職	氏名(敬称略)	所属・職
会長	ひのきだに みえこ 檜 谷 美恵子	京都府立大学名誉教授 兵庫県住宅審議会会長 等
委員	いどた ひでき 井戸田 秀 樹	名古屋工業大学大学院教授 愛知県耐震判定委員会委員 等
委員	べにや しょうへい 紅 谷 昇 平	兵庫県立大学大学院准教授 ひょうご災害対策検討会委員 等
委員	やぎ けいこ 八 木 景 子	1級建築士事務所 すまいの再生デザイン室主宰
委員	はらだ としふみ 原 田 敏 文	兵庫県建築士事務所協会会長

(2) 検討経緯

時期	実施・検討事項
R7.6.27	【第1回検討会】 ・兵庫県耐震改修促進計画 改定スケジュール ・住宅・建築物の耐震化に係る現状報告 ・住宅・建築物の耐震化の促進に向けた意見交換
R7.9.10	【第2回検討会】 ・耐震化の現状と課題・対応方針（骨子案）
R7.11.10	【第3回検討会】 ・耐震改修促進計画改定に係る中間取りまとめ
R7.11～1月	<内部協議・市町意見照会等>
R8.1.26	【第4回検討会】 ・耐震改修促進計画改定に係るパブリックコメント案
R8.2.6～2.26	<パブリックコメント>
R8.3.23	【第5回検討会】 ・耐震改修促進計画（改定案）